

平成28年度  
山口大学共通教育

# 教 務 手 帳

大学教育センター

# 平成28年度学年暦・行事予定

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 (金)	2 (土)
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

行事予定

1日(金)～7日(木) 春季休業  
4日(月) 入学式  
1日(金)～7日(木)  
1日(金) オペレーション フレッシュマンセミナー  
プレズメントテスト

8日(金) 授業開始

●抽選登録期間(前期-Q1-Q2)  
1学期: 4月7日(木)正午～4月14日(木)正午  
2学期以上: 4月1日(金)正午～4月6日(木)正午  
●抽選結果発表日(前期)  
Q1: 4月7日(木)正午  
Q2: 4月14日(木)正午  
●履修修正・追加・削除期間(後期) ※メスター科目は、Q3と同日  
1学期Q3: 4月7日(木)正午～4月21日(木)正午  
2学期Q3: 4月7日(木)正午～4月21日(木)正午  
全学年Q2: 4月14日(木)正午～4月15日(金)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 (土)
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

行事予定

3日(月) 後期授業開始

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

行事予定

9日(月) 木曜日授業の振替

定期試験期間(Q1) 5月26日(木)～6月8日(木)

11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	5 (水)
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

行事予定

1日(火) 木曜日授業の振替

定期試験期間(Q3) 11月16日(水)～11月30日(水)

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

行事予定

1日(水) 創立記念日(授業予定)

前期クォーター2の授業開始日  
木曜日 9日(木)～  
金曜日 10日(金)～  
月曜日 13日(月)～  
火曜日 14日(火)～  
水曜日 15日(水)～

12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1 (水)	2 (木)	3 (金)
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

行事予定

後期クォーター4の授業開始日  
木曜日 1日(木)～  
金曜日 2日(金)～  
月曜日 5日(月)～  
火曜日 6日(火)～  
水曜日 7日(水)～

26日(月) 授業を行う。  
27日(火)～1月6日(金) 冬季休業

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 (金)	2 (土)
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

行事予定

21日(木) 月曜日授業の振替

定期試験期間(Q2) 7月22日(金)～8月4日(木)  
※メスター科目の定期試験も、この期間に実施します。

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

行事予定

12日(木) 金曜日授業の振替  
13日(金) 履修休業(大学入試センター試験準備)

定期試験期間(Q4) 1月30日(月)～2月10日(金)  
※メスター科目の定期試験も、この期間に実施します。

8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

行事予定

5日(金)～9月30日(金)  
夏季休業

5日(金) オープンキャンパス(小串・常盤)  
6日(土) オープンキャンパス(吉田)  
8日(月) オープンキャンパス(代替日)<小串・常盤>  
9日(火) オープンキャンパス(代替日)<吉田>

2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1 (水)	2 (木)	3 (金)
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

行事予定

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1 (土)	2 (日)	3 (月)
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

行事予定

30日(金) 9月卒業式・修了式

●履修・抽選登録期間(後期-Q3-Q4)  
全学年: 9月12日(月)～9月23日(金)

●抽選結果発表日(後期)  
Q3-Q4: 9月27日(火) 9:00

●履修修正・追加・削除期間(後期) ※メスター科目は、Q3と同日  
全学年Q3: 9月27日(火) 9:00～10月14日(金)  
全学年Q4: 9月27日(火) 9:00～12月7日(木)

3月						
日	月	火	水	木	金	土
				1 (水)	2 (木)	3 (金)
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

行事予定

16日(木) 大学院学位授与式(博士課程)  
21日(火) 卒業式・大学院修了式

■ 授業期間 ■ 定期試験期間

■ 授業期間 ■ 定期試験期間

# 授 業 時 間 割

《前期》

(Time Table)

		月	火	水	木	金
1・2時限 (8:40~10:10)	クォーター1					
	クォーター2					
3・4時限 (10:20~11:50)	クォーター1					
	クォーター2					
5・6時限 (12:50~14:20)	クォーター1					
	クォーター2					
7・8時限 (14:30~16:00)	クォーター1					
	クォーター2					
9・10時限 (16:10~17:40)	クォーター1					
	クォーター2					
11・12時限 (17:50~19:20)	クォーター1					
	クォーター2					
その他						

《後期》

		月	火	水	木	金
1・2時限 (8:40~10:10)	クォーター3					
	クォーター4					
3・4時限 (10:20~11:50)	クォーター3					
	クォーター4					
5・6時限 (12:50~14:20)	クォーター3					
	クォーター4					
7・8時限 (14:30~16:00)	クォーター3					
	クォーター4					
9・10時限 (16:10~17:40)	クォーター3					
	クォーター4					
11・12時限 (17:50~19:20)	クォーター3					
	クォーター4					
その他						

# 目 次

山口大学共通教育の Graduation Policy

平成28年度学年暦（行事予定）

授業時間割

1. 修学支援システムについて	5
(1) 機能、利用時間, アクセス, ログインについて	5
(2) パソコンの動作環境	6
(3) 修学支援システムに関する問合せ窓口	7
2. 出席確認システムについて	8
3. 成績分布共有システムについて	9
4. 授業実施方法	10
(1) 授業の準備	10
(2) 受講者決定、教室管理	12
(3) 授業の実施	14
(4) 休講・補講	18
(5) 授業評価	19
(6) 定期試験の実施	21
(7) 厳格な成績評価について	24
5. 非常勤講師・ティーチング・アシスタント (TA) および スチューデント・アシスタント (SA) のみなさまへ	27
(1) 非常勤講師教務連絡	27
(2) ティーチング・アシスタント (TA) および スチューデント・アシスタント (SA) について	29
6. 授業実施上の留意事項	41
(1) セクシュアル・ハラスメント, アカデミック・ハラスメント の防止	41
(2) 個人情報保護	42
(3) 障害学生修学支援	47
(4) 共通教育における JABEE 審査への対応等について	56

7. 付録	61
付録1 - 1 および 1 - 2 JABEE 審査対象科目	61
付録2 JABEE 保存資料一覧	63
付録3 山口大学大学教育センター規則	64
付録4 新しい共通教育への移行期の実施による授業科目別 部会等に関する内規	67
付録5 山口大学大学教育センター授業科目別分科会への 所属に関する内規	69
付録6 国立大学法人山口大学教育情報システムデータ 取扱規則	70
付録7 S A取扱要綱	72
付録8 気象事象による災害発生の恐れがある場合の授業及び 定期試験の取り扱い	73
付録9 山口大学共通教育科目の追試験に関する内規	74
付録10 共通教育棟教室別収容人数・設備一覧	75
付録11 共通教育棟本館・講義棟配置図	76
付録12 受講者数の制限届	80
付録13 共通教育事務室担当業務案内	81

# 1. 修学支援システムについて

本学では、各教員がパソコンの Web ブラウザを使用して、成績評価報告やシラバス登録が行える修学支援システムを導入しました。このシステムは他に、履修者名簿の出力・学生へのメッセージ機能も備えていますので、授業担当教員から履修学生への休講・補講・お知らせをすることができます。システム機能の概要は以下のとおりです。

## (1) 機能，利用時間，アクセス，ログインについて

### 1) 機能

修学支援システムは、学内・学外からアクセス可能で、次の機能を利用することができます。(ただし、成績評価報告は学内のみ)

メニュー	処理内容
履修者名簿	担当する授業科目の履修者名簿 (CSV, PDF) が出力できます。履修登録期間においても、リアルタイムで履修者名簿を出力することが可能です。また、履修者名簿から学生情報 (メールアドレス, 顔写真) が閲覧できます。
成績評価報告	成績入力期間に、担当する授業科目の成績を入力します。入力期間は、別途お知らせいたします。
シラバス登録	シラバス入力期間に、担当する授業科目のシラバス情報を入力します。入力時期は前年度の12～1月頃です。入力期間は、別途お知らせいたします。
メッセージ確認	担当授業科目の履修者に休講・補講・お知らせをすることができます。メッセージの送受信可能です。

操作マニュアルは、3) の「修学支援システム」ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

## 2) 利用時間

午前3時～午前6時のメンテナンス時間を除き、24時間可能です。

## 3) 修学支援システムへのアクセス

山口大学ホームページから修学支援システムにアクセスする方法と、直接修学支援システムにアクセスする方法があります。

### ① 山口大学ホームページからアクセスする方法

「山口大学ホームページ」→「教育・研究」→  
「教育情報 [修学支援システム]」

### ② 修学支援システムに直接アクセス (URL) する方法

修学支援システムの URL は以下のとおりです。

<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/portal/>

## 4) ログイン

ログインするには、トップページで、ID とパスワードを入力し、[ログイン] をクリックします。

ID はメディア基盤センターの公式メールアドレスxxxx@yamaguchi-u.ac.jp の xxxx の部分です。パスワードは公式メールアドレスのパスワードです。

## (2) パソコンの動作環境

修学支援システムを利用するには、パソコンの動作環境 (OS, ブラウザ) の確認が必要です。以下のとおりの OS・ブラウザが設定されているかを確認してください。

OS	ブラウザ
Windows 2000 SP4以上 Windows XP SP2以上 Windows Vista、7	Microsoft Internet Explorer 6.0 spl 以上
Mac OS X	Fire Fox1.5.0.3以上

### (3) 修学支援システムに関する問合せ窓口

- ① 操作方法等は、共通教育係及び各学部・研究科の学務（教務）係にお問い合わせください。

教育支援課共通教育係	083-933-5050	ga133@yamaguchi-u.ac.jp
人文学部学務係	083-933-5209	hc134@yamaguchi-u.ac.jp
教育学部学務係	083-933-5307	ed145@yamaguchi-u.ac.jp
経済学部学務係	083-933-5506	ec194@yamaguchi-u.ac.jp
大学院係	083-933-5597	ec191@yamaguchi-u.ac.jp
理学部学務係	083-933-5210	hc135@yamaguchi-u.ac.jp
医学部医学科教務係	0836-22-2053	me232@yamaguchi-u.ac.jp
保健学科教務係	0836-22-2134	me238@yamaguchi-u.ac.jp
大学院教務係	0836-22-2055	me233@yamaguchi-u.ac.jp
工学部教務係	0836-85-9010	en303@yamaguchi-u.ac.jp
農学部学務係	083-933-5811	ag295@yamaguchi-u.ac.jp
共同獣医学部学務係	083-933-5808	ve104@yamaguchi-u.ac.jp
連合獣医学務係	083-933-5937	ve106@yamaguchi-u.ac.jp
国際総合科学部学務係	083-933-5289	gl006@yamaguchi-u.ac.jp

- ② ユーザー名・パスワードが不明な場合は、各キャンパスのメディア基盤センターにお問い合わせください。

吉田キャンパス：吉田センター 2階事務室	083-933-5777
常盤キャンパス：常盤センター 1階事務室	0836-85-9900
小串キャンパス：小串センター（基礎研究棟 1階 事務室）	0836-22-2174

#### ※注意

修学支援システムで取り扱っている学生は正規生（学部学生，大学院学生）及び非正規生（研究生，特別聴講学生，特別研究学生）です。科目等履修生は修学支援システムで取り扱っていませんので，該当学生の成績評価報告表に関しては担当係から送付いたします。



## 2. 出席確認システムについて

共通教育では、授業への出席状況を Web 上で確認することができる「出席確認システム」を導入しています。このシステムでは出席状況の閲覧およびダウンロードが可能です（学内限定）。

共通教育の授業を履修している学生は、授業の開始前に各教室の入口に設置された IC カードリーダーに学生証を読み込ませます※。そのデータは翌日以降にシステムに反映される仕組みとなっています。

出席確認システムへは以下からアクセスできます。操作マニュアルも掲載していますので、そちらもご覧ください。

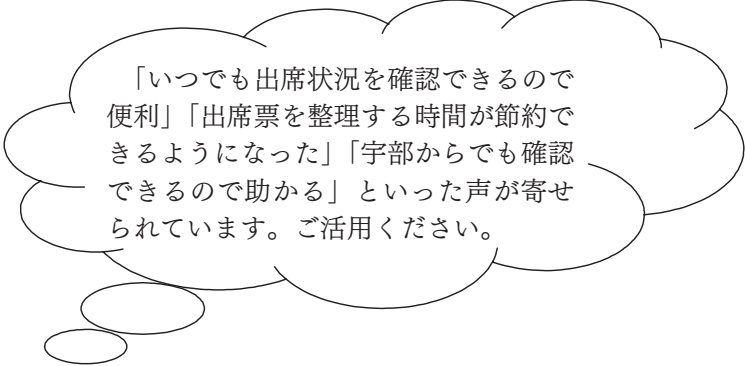
### <出席確認システム>

「山口大学トップページ」→「教育・研究」→「教育支援組織 [大学教育センター]」→「出席確認システム」

<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/icregist.html>

### <問い合わせ窓口> 教育支援課 共通教育係

TEL：083-933-5050, E-mail：ga133@yamaguchi-u.ac.jp



「いつでも出席状況を確認できるので便利」「出席票を整理する時間が節約できるようになった」「字部からでも確認できるので助かる」といった声が寄せられています。ご活用ください。

※なお、利用は正規生及び非正規生（研究生，特別聴講学生，特別研究学生）となります。科目等履修生については修学支援システムで取り扱っていませんので、出席確認システムでもご覧いただけません。

### 3. 成績分布共有システムについて

共通教育では、各授業の成績分布を教職員向けに学内公開いたしました。各先生方におかれましては、ご担当授業の授業計画策定や実施に際して、カリキュラム上関連する授業の成績分布データをご確認いただき、その達成度を把握するという形でご利用いただけます。

<アクセス方法>

「山口大学トップページ」→「教育・研究」→「教育支援組織 [大学教育センター]」→「成績分布共有システム」

または以下に直接アクセス

<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/SSS.html>

本システムは、各授業科目の成績評価分布を全教員で共有し、例えば次のような授業改善を行う場合の基礎資料（データ）を提供するものです。（ただし、学生の成績の特定を避けるため、履修者が5名以下の場合には公開しません）

（例）

- 自分の担当科目に関連する他の授業科目の成績分布状況をシラバスと併せて参照し、個々の教員が担当授業科目の適切な到達目標設定の参考とする。
- 学籍番号等によりクラス分けされた同種の授業科目を複数コマ開講している場合等に、各コマの成績分布の比較により、到達目標や成績評価の差異を確認し、必要に応じ試験難易度等の均衡を図る等、組織的な教育改善を行う。

※システムについてご不明な点等は、下記までお問い合わせください。

sss-ep @ mlin.cc.yamaguchi-u.ac.jp（大学教育センター）

## 4. 授業実施方法

### (1) 授業の準備

#### 1) シラバスの入力

< Web シラバス入力期間 >

別途お知らせいたします。(翌年度分は、1月の予定)

< Web シラバスシステム (修学支援システム) の案内 >

シラバス入力の操作方法等は、以下の URL に掲載していますのでご覧ください。

<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/kyoumu.html>

< Web シラバスシステム (修学支援システム) へのアクセス >

シラバス入力は、以下の URL にアクセスしてください。

<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/portal/>

#### 2) ALポイント認定制度について

ALポイント認定制度とは、授業時間内で、該当するアクティブ・ラーニングの形態が、どの程度行われているかをポイント化して表示する制度です。

ALポイント認定制度の導入後には、これまでの履修登録画面やWEBシラバス画面にALポイントが表示されるようになります。

これからは、単位数や授業計画などに加えて、ALポイントを参考にすることで、より主体的な学修のための履修が可能になります。

#### ※ALについて

ALとは、アクティブ・ラーニングの略称です。本学におけるALとは、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図るため、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法（発見学習、問

題解決学習，体験学習，調査学習等のほか，教室内でのプレゼンテーション，グループワーク等）を指し，その対象として，授業科目による正課教育だけでなく，授業外学修である正課外教育を含む。なお，授業科目においては少なくとも1コマ以上行うものとする」としています。

なお，詳細は，別途配布する『AL-MANUAL【学生用】（AL（アクティブ・ラーニング）ポイント認定制度シラバス閲覧マニュアル）』を参照願います。

### 3) 印刷室及び視聴覚機器

#### ① 教材の印刷

教材の印刷は，各自でお願いします。

印刷室は，共通教育棟の1階教育支援課の事務室と2階（非常勤講師控室前）にあります。

1階には，コピー機（白黒）と印刷機があります。

2階には，コピー機（カラー）と印刷機があります。

#### ② 視聴覚機器

i) 教室によっては，スクリーン・マイク・液晶プロジェクター・ビデオ・OHC・学生情報コンセントが設置されている教室があります。

ii) 操作方法については，設置教室に説明書が備え付けてあります。

iii) 設置教室は，P.75の付録10「教室別収容人数・設備一覧」を参照してください。

iv) 視聴覚機器のない教室では，貸出機器を使用して頂きます。

・貸出機器は，P.75の付録10「教室別収容人数・設備一覧」を参照してください。

・使用にあたっては，事前に共通教育係で予約してください。

## (2) 受講者決定, 教室管理

### 1) 受講者決定まで

#### ① 学生の履修登録

学生は、原則、授業開始までに履修登録を行います。ただし、前期クォーター1については、1年生のみ事前に履修登録ができませんので、授業開始後になります。

また、履修登録期間終了後に、履修修正・追加・削除期間が設けてありますので、その期間内であれば、学生はWebで履修登録科目の修正が可能です。

#### ② 受講者の抽選

新しい共通教育科目のうち一般教養科目系列の科目及び「山口と世界」については、設定された定員を超過した場合、授業開始までに受講者の抽選を実施します。それ以外の授業科目で、初回授業時に教室に着席できない学生が生じた場合（教室収容人数を基準）、原則として受講者数の制限を行ってください。

#### ③ 受講者数の制限の方法（抽選等）

- ・レポート等を書かせて、実質的な選抜を行うことが望ましい。
- ・実質的な選抜を行わない場合、必ず〈抽選〉を行ってください。

#### 《抽選の手順》

- ・授業開始時に「教室溢れ」が生じた場合は、担当者は「抽選によって履修登録を制限する」旨、宣言してください。
  - ・その際、工学部や医学部を優先する、学年等で優先順位を付ける場合（たとえば上級生を優先するなど）等は、それも合わせて宣言してください。
  - ・授業時に「受講票」を徴収し、「時間内に受講票を提出していない者の履修は受け付けない」旨、受講者に知らせてください。
  - ・「受講制限」を行ったことと「優先順位」等を含めて、共通教育係に書面（付録12）で通知し、受講票を共通教育係に提出してください。
- \* レポート等による実質的な選抜を行った場合も、共通教育係に書面で通知してください。

共通教育係は、「受講制限」を行ったこととあわせて、その結果を掲示します。

④ 教室の臨時変更

教室等変更を希望される場合は、共通教育係と相談してください。

⑤ 受講者決定

受講者決定は、学生の履修登録確認期間の最終日以降になります。履修登録期間及び履修登録確認期間は、以下の期間です。

期	期間名称	対象授業		期 間
前期	履修・抽選登録期間	セメスター1	1年生	4月7日(木)正午～4月14日(木)
		クォーター2	高年次生	4月1日(金)～4月6日(水)正午
	抽選結果発表日	クォーター1	1年生	抽選対象科目なし
		クォーター2	高年次生	4月7日(木)正午
	履修修正・追加・削除期間	セメスター1	1年生	4月15日(金)～4月21日(木)
		クォーター1	高年次生	4月7日(木)正午～4月21日(木)
	クォーター2	1年生	4月18日(月)正午～6月15日(水)	
		高年次生		
後期	履修・抽選登録期間	セメスター3	1年生	9月12日(月)～9月23日(金)
		クォーター4	高年次生	
	抽選結果発表日	クォーター3	1年生	9月27日(火)9:00
		クォーター4	高年次生	
	履修修正・追加・削除期間	セメスター3	1年生	9月27日(火)9:00～10月14日(金)
		クォーター4	1年生	9月27日(火)9:00～12月7日(水)
		高年次生		

2) 受講者名簿

受講者名簿は、修学支援システムの履修者名簿メニューから、担当する科目の履修者名簿(CSV, PDF)を出力してください。

3) その他

① 教室のエアコン(冷暖房)を使用する際には、ボックスのカギを共通教育係で受け取り、使用してください。

なお、エアコンの消し忘れを防止するために、授業終了時間(10:10, 11:50, 14:20, 16:00, 17:40, 19:20)に自動的に切れるように設定してあります。

使用期間は下記の予定です。

冷房：7月～9月 暖房：12月～3月

- ② 授業終了後は、次の事項を確認して教室を退室してください。
- ・板書は、必ず消してください。
  - ・蛍光灯を消してください（節電にご協力ください）
  - ・暗幕を使用されたら、必ず開けて下さい。
  - ・窓の戸締りにご協力ください。（特に雨天時）
- ③ チョーク、ホワイトボード用マーカーは、共通教育係にありますので、各自お持ちください。

### (3) 授業の実施

授業担当の先生方およびTAの大学院生の皆様におかれましては、共通教育の授業を担当されるにあたり、以下の点に留意してください。

#### 1) シラバスの活用について

本学はWebシラバスを導入していますが、新入生が入学時よりWebシラバスを利用することは困難と考えられます。このことにご留意のうえ、1年生を対象とする授業については、Webシラバスを印刷・配布し、履修の条件等の説明に役立てられるようお願いいたします。

#### 2) 抽選科目の履修間違いについて

共通教育科目には、事前に受講者の定員を設定し、授業開始前に修学支援システムにより複数クラスから学生がクラスを選択し、抽選処理を行う授業があります。この場合は、学生が、抽選により当選したクラスと異なるクラスで受講したとしても、成績評価を受けることができません。

したがって、初回授業の際に、授業主担当教員の氏名及び講義題目を学生に周知いただき、受講クラスに間違いがないかアナウンスをお願いします。

### 3) “教室あふれ”への対応

受講者が着席できないほどあふれる授業は、人気の象徴であり、かつ共通教育のある種の名物となってきたものです。しかし、出席を重視し、授業に「確実な成果」や「満足度」が求められる時代を迎え、ノートも取れない環境で履修させることは、大学としてもはや許されなくなっています。そこで、1回目(場合によっては2回目)の授業で、教室に着席できない履修者が生じた場合、原則として受講制限を行ってください。その際は、以下の点にご留意願います。

- ① レポート等を書かせて、実質的な選抜を行うことが望ましい。
- ② 実質的な選抜を行わない場合、必ず〈抽選〉を行うこと。

※なお、抽選方法については「受講者決定まで」の項(P.12)をご覧ください

### 4) 受講者に「準備不足」「熱意不足」と見なされている授業があることについて

学生の「勉強不足」「やる気のなさ」を嘆く声は授業担当者からよく聞かれますが、受講者の側から見て、学習意欲をそぎ、「やる気」を失わせるような授業もあるようです。こうした授業は受講者の態度・動機付け全体に悪影響を及ぼします。このような指摘を受けることのないよう、ご留意願います。

### 5) 「私語等」によって、まじめな受講が妨げられていることについて

本学の学生は比較のおとなしく、かなり大規模にならない限り、繰り返し注意すれば「私語等」を抑えて静粛な授業環境を維持することは難しくないと思われます。それにもかかわらず、一部の授業では「私語等」を抑える努力がなされていないように思われます。騒がしい授業は、まじめに受講しようとする学生の学習機会を奪っており、この点への不満がつのっています。演習系の授業等で「私語」が避けられない場合もありますが、少なくとも講義形式の授業についてはこの点にご留意を頂き、「私語」を許さないよう管理の徹底をお願いします。なお、TAがいる場合はTAが教室の中を巡回し、



私語をしている学生を見つけて注意する方法も効果があります。

また、「座席指定」することにより、授業中の私語がかなり軽減される場合があります。

## 6) 授業外学習時間の確保について

とくに講義形式の授業については、授業に出席しているだけでは、理解を得るのは難しいと思われれます。内容を理解するためには、授業外で内容を自分で考え直してみる機会が必要です。このため、予習・復習の指示、参考文献の提示、宿題の提出など、授業外に学習する時間を確保するよう様々な工夫をお願いします。

なお、大学設置基準には「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする」と規定されています。この中には授業時間の他に予習、復習の時間が含まれています。例えば、2単位の講義を行う場合90時間の学修が必要ですが、このうち授業の30時間を除く60時間は授業外学習が必要となります。半期15回の授業では、1回の授業2時間に対して4時間の授業外学習が必要、という計算になります。この達成は非常に困難を伴いますが、その主旨をご理解のうえ配慮をお願いいたします。

## 7) オムニバス科目のマネージャーの任務

オムニバス科目のマネージャーは、授業実施に関する責任者であり、実際に講義を行う講師のほかに、授業担当者として負担が認められております。出席やレポート等の管理等は、マネージャーの任務であり、(最初から最後まで出席している必要はありませんが)実際の授業に関わり、つねに授業の進捗状況を把握して頂くべきものと考えます。

## 8) 出席管理について

かつては授業に出席しないでも、テキスト等で自習して優れた成績を収める学生がいました。しかし現状では一般的にこのような自習による到達は望めません。授業になるべく多く出席させることが、より多くの受講者を授業の目標に到達させるための基本的要件となっています。

また、遅刻に対する管理も同様に重要です。授業を途中から聞い

でも、よく理解できるはずはないのですが、学生はしばしば遅刻します。担当者が遅刻を黙認すれば、大多数の受講者が遅刻するようになり、授業の理解が難しくなります。他方、遅刻を厳しく注意していくと、たいていの受講者が遅刻しないで受講する態度を身につけます。

そこで、共通教育では平成21年度後期より、web上で学生の出席を登録・確認できる「出席確認システム」を導入しています。ご活用いただき、欠席・遅刻の減少を図るよう取り組んでいただければ幸いです。詳しくはP. 8をご覧ください。

出席確認システム→P. 8

#### 付：出席確認の方法（事例集）

出席確認には様々な方法があります。「出席確認システム」を利用しない場合は、授業の態様やクラス規模に応じて適切な方法を工夫して下さい。

- 1) 点呼：最も基本的な方法で名前を読み上げるものですが、代返の可能性が排除できないうえ、クラス規模がある程度以上になると、それに費やされる時間の長さが問題となります。
- 2) 出席票：出席票を配り、学籍番号や氏名を記入させる方法。共通教育係等には所定の用紙が用意してありますから、利用は簡単です。大規模授業でも手間を掛けずに出席確認が出来ますが、代筆が後を絶たないということと、クラス規模が大きいと事後処理の事務量が多いという問題があります。
- 3) 一連リスト：出席票と同じですが、違いは一人の学生につき1枚のリストを用意し、毎回名前を書かせるという点です。注意点は、欠席した場合は、斜線等で書けないようにしておくこと。そうでないと次の回に書き込まれてしまいます。結果同じ名前がたとえばタテ一列にずっと並ぶわけで、筆跡が違おうとすぐに判明するため、代筆は極端に少なくなります。しかも、一目で出欠状況がわかり、後処理がきわめて簡単という長所があります。
- 4) 指定席＝座席表法：最初の回に「座席への着席で出席チェック

しているのを、毎回同じ座席に座ること」を確認し、記入用の座席表を配って受講者に記入させます。次回からは、この座席表を利用して、空席または人のいる席をチェックする方法で確認します。TAがいれば簡単に確認できます。手間がかかるようですが、TAがない状況でも点呼より遥かに早く出席確認ができます。

- 5) 小テストないし授業内レポート:小テストや授業内レポート(感想や質問を求めてよい)は、単に出席を確認するだけでなく、担当者が受講者の受け止め方をリアルタイムに把握する方法でもあります。とくに小テストは、授業外学習を確保し、さらに後述する評価の公平性・厳格性を維持する上でも意義があります。ただし採点や整理など雑務が伴うので、TAの活用等がなければ大規模授業になるほど担当者の負担が増加します(規模が大きい授業では、小テストの場合マークシート方式を利用したり、レポートの場合は書けるスペースを制限したりすることもできる)。

#### (4) 休講・補講

##### 1) 病気など個人の都合による休講

事前に、修学支援システムから学生に通知してください。また、授業中に口頭で学生に休講を通知された場合は、共通教育係にお知らせください。

##### 2) 気象事象による休講等の取り扱いについて

別紙、気象事象による災害発生の恐れがある場合の授業及び定期試験の取り扱い(P.73)を参照してください。

##### 3) 補講

補講については、共通教育係に連絡してください。

共通教育係

電話：083-933-5050

FAX：083-933-5225

メール：ga133@yamaguchi-u.ac.jp

## (5) 授業評価

共通教育では、1999年度後期より全授業を対象として「学生授業評価」を実施しています。また、2000年度後期より「教員授業自己評価」についても全授業で実施しています。さらに、学生授業評価については2003年度前期より中間評価も導入しています。詳しい内容・方法は以下のとおりです。

### 1) 学生授業評価（中間評価）の実施

2003年度前期より「学生授業評価（中間評価）」を実施しています。これは希望者のみであり、学期末のみならず学期途中においても評価を行うことで、学生の意見を直ちに授業改善に役立てることを目的としています。実施は授業開始後4、5回目が効果的です。黒板の字が見えづらい、声が聞こえにくい、説明が解りづらい、といった意見が寄せられた場合、すぐに授業改善に活かすことができ、理解度や満足度が向上します。

中間評価を希望される方は、共通教育係で評価シートを受け取り、実施後に持参してください。直ちにコンピューター処理をし、データをお返しします。なお、結果は共通教育係には残りません。積極的なご利用をお待ちしています。また、中間評価は共通教育に限らず、どのような授業にもご利用いただけます。

宇部地区につきましては、宇部地区の教務係で評価シートを受け取り、同係に提出してください。山口地区で処理し、結果を送付いたします。

### 2) 学生授業評価（期末評価）の実施

各学期末に「学生授業評価」を実施しています。これは、授業改善を行う上で参考となる非常に大切なデータです。授業終了2、3週間前に、アンケート用紙の入った封筒を配布いたしますので、授業の最終回（期末試験を行う場合はその前の回）に配布し、記入させてください。記入には10～15分かかりますので、十分な時間を確保してください。また、記入させる際は、受講者に対して無用な

圧力をかけないようご注意ください。受講者からの意見を授業に反映させる貴重な機会ですので、率直かつ厳正な回答が得られるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、結果は Web 上で確認できます。詳しくは、下記 3) をご覧ください。

### 3) 教員授業自己評価の実施

本学では、学生授業評価だけでなく教員による授業自己評価も実施しています。これは、学生から寄せられた意見を参考にして今後どのように授業を改善していくかを教員自身が記入するものです。本学が教育方法の改善を進めていく上で、重要な手段として位置づけられています。なお、教員授業自己評価の入力および学生授業評価の結果の閲覧は、Web 上で行います。非常勤講師の方も学外からの閲覧・入力が可能です。なお、閲覧・入力の開始時期は、メール（非常勤講師の方には配布物）でお知らせします。

< 閲覧・入力方法 >

- ① 大学教育センターのホームページ (<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp>) にアクセスし、授業評価のシステム IYOCAN2 のタグをクリック
- ② 教育情報システム IYOCAN2 (Information of YOur Course ANalysis, IYOCAN, 通称いよかん) にログイン
- ③ 「教員授業自己評価の入力」→「学生授業評価の結果閲覧」→「授業実施上の問題点・改善点（自由記述）の入力」を行う

※2006年度より「授業実施上の問題点・改善点（自由記述）」は、Web 公開（学内限定）されています。

問い合わせ先：共通教育係

電 話：083-933-5050

e-mail: iyocan-ep @ ml.cc.yamaguchi-u.ac.jp

## (6) 定期試験の実施

### 1) 定期試験計画の提出

前期の定期試験実施に関する調査は、4月下旬と6月上旬に行います。

後期の定期試験実施に関する調査は、10月下旬と11月下旬に行います。

### 2) 試験時間割

定期試験開始日の2週間前までに、教員に学内便・郵送で通知します。

定期試験開始日の1週間前に、掲示で学生に通知します。

### 3) 試験問題の作成・保管

常勤の教員は、各自で印刷して下さい。非常勤講師は、当該試験日の3日前までに試験問題等の原稿を共通教育係に提出してください。

試験問題の保管を希望される方は、共通教育係にて保管します。

### 4) 試験監督

① 原則、授業担当者は監督をしてください。

② 履修者数が100名を超える場合、100名毎に監督補助者1名（TAでも可）を、また2教室に分けて試験を実施する場合も、監督補助者を割り振ります。

③ 監督の心得・学生への注意事項は、次のページの「定期試験監督の心得」を参考にしてください。

### 5) 仮学生証の発行

本人と確認できた場合のみ、期限付きの仮学生証を発行します。学生証を忘れた学生に、共通教育係へ申請するように知らせてください。

### 6) 成績の報告

成績の報告は、修学支援システムの成績評価報告のメニューから入力してください。

成績入力は、学内限定で修学支援システムにアクセス可能とされていますので、非常勤講師の方は、学務（教務）担当係より送付する

採点表に転記後、各学部学務（教務）事務担当係に提出してください。なお、成績入力期間・採点報告表提出期間は、別途お知らせいたします。

#### 7) 共通教育科目の追試験

共通教育科目の追試験に関する内規は、付録9の「山口大学共通教育科目の追試験に関する内規」を参照してください。

#### 8) 定期試験に係る答案等の保存年限

成績発表日から1年とします。

JABEE 対象科目は、保存期限は5年となっておりますので、保管方法については共通教育係で相談してください。

### 付1：定期試験監督の心得

#### 1. 定期試験の科目、時間及び教室等

定期試験の科目、時間、教室などは、教員本人にあらかじめ通知された資料を確認してください。

定期試験の時間は、特にお申し出がなければ、原則90分間とします。

#### 2. 入室及び退室について

① 監督補助者がいる場合、監督者の責任で必ず事前に打ち合わせして下さい。

② 試験開始5分前に教室に入室してください。

③ 試験開始後20分以上遅刻した学生については、受験を認めないでください。

④ 試験開始後30分以上経過するまでは、受験者の途中退席を認めないでください。

#### 3. 座席の指定について

必要があれば座席を指定してください。指定しない場合、受験者に座席に間隔を空けて、誤解を与えないように座ることを指示してください。

#### 4. 学生証の提示

受験者に、必ず学生証を机の上の通路側に提示することを指示及



び確認してください。学生証を忘れた学生に対して、持参することは義務付けられていることを説明し、注意を喚起して下さい。

#### 5. 次の注意事項を試験開始前に受験者に読み上げてください

- ① 筆記試験の場合、机の上には学生証、黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（電動式を除く）、時計（計時機能のみ）、眼鏡及び許可された参考書以外のものは置いてはいけません。他のもの（ふでばこ含む）は必ず鞆に入れて保管してください。
- ② 携帯電話、PHS、スマートフォン等の電子機器類や音の出る機器を持っている人は、机の上に置いて下さい。  
（おおよそ机の上に携帯電話などの機器が置かれたら）
- ③ 次に、これらの機器の電源を切って下さい。アラームを設定している人は、アラームも解除して鞆等に入れて保管してください。時計や電卓の代わりに使用することもできません。試験時間中にこれらの機器を使用した場合は、不正行為とみなします。
- ④ 次に、鞆等は座席の横（通路側）の床においてください。座席が通路に接していない人は、左右どちらかの机の下に鞆等を置いてください。
- ⑤ 定期試験等の答案用紙には、所属学部等、学籍番号及び氏名を明記してください。これらを記入していない答案については、無効となる場合があります。
- ⑥ カンニング等の不正行為を行うと、山口大学学則第63条により、50日間の停学または無期停学の懲戒処分を受けます。さらに、不正行為を行った授業だけでなく、今学期に受講した授業の単位は認められません。したがって、これにより卒業が半年あるいは1年は遅れることがほぼ確実となります。このように、不正行為は自分自身の一生に重大な影響を及ぼすとともに、他の学生や担当教員に対する背信行為でもあります。不正行為は絶対に行ってはいけません。

#### 6. 不正行為の防止について

試験監督をすることは不正防止が主な目的であり、試験中に常に巡回して不正行為の防止に努めてください。不正行為を発見した場



合、証拠などを確保し教育支援課共通教育係に連絡してください。

## 7. その他の注意事項

その他適宜指示してください。指示及び注意事項を遵守しない学生については、退席を命じることができます。

(詳しくは『共通教育履修案内』の「共通教育の定期試験について」を参考にしてください)

## (7) 厳格な成績評価について

「厳格な成績評価」は、確実に取り組まなければならない授業運営上のポイントです。「厳格な成績評価」とは、単に不可を増すとか、優を減らすというレベルの問題ではありません。焦点は、1) 授業の目標設定、2) 目標に対応した評価基準と評価手段の設定、3) 実際の成績評価の「厳格性」と「体系性」の確保の3つに分かれます。

### 1) 授業の目標設定

①最初の問題は、授業の具体的な目標設定です。この場合、目標は具体的なもので到達しているかないか、判定可能なものでなければならぬのが原則です。しかも、目標は多目的・多層的で、知識や理解などから、思考法や態度形成というより深く、したがって到達が難しそうなものまで複数に渡るのが普通です。これは、教育の全体的目標つまり卒業生が持つべき資質としては、単に知識・理解にとどまらず、もっとより深い何者かをもとめており、個々の授業の組み合わせでしかこうした大目標は達成できないという点からみて当然のことです。たとえば「〈自ら〉が考え・判断・表現・行動・発言する能力」を培うとしますと、知識・理解をどれほど積み重ねてもこれには到達できないということです。

②この具体的な目標は、現在の Web シラバスでは、「授業の一般目標」と「授業の到達目標」という形で整理されていますが、包括的な前者を具体的に示す多面的・多層的な具体的な目標として後者が位置づけられています。とくに、多面的・多層的な目標を分けて表記するようにしたのは、たとえば「知識」の項目だけで授業の目標へ

の到達と言えるような授業はあまりなく、より高次の「向上目標」等が目標に含まれていることを明確にするためです。（「FDハンドブックシラバスの作成」参照）。

③こうした目標設定そのものに違和感を感じる担当者も多いと思います。教育の「成果」を授業の目標や成績評価という短期的なものだけで測ることは、妥当とは言えません。しかし、学校制度としての大学は、こうした目標設定を欠かすことはできませんし、また現状としては、今まで曖昧だった教育目標の具体化・明確化に取り組まざるを得ないところにあることはご理解下さい。

## 2) 評価方法と評価基準

①目標到達を測るために相応した評価方法を用いることは、厳格な成績評価の核心です。知識・理解ならば客観テストでも測定は容易ですが、興味・関心を客観テストで測るためには工夫が必要です。通常、興味・関心や態度に関する到達度を測定するためには、ある程度の自由な発言や記述を許すことが必要になってきます。したがって、期末テストに自由記述のできる問題を出すとか、レポートを課すといった方法が有力になるということです。多様な教育目標を持つ授業では、このように目標の多様性を配慮した評価方法を採用することが重要になってきます。

②だからといって、様々な評価手段（定期テストやレポート、時間内（小）テストなど）を用いることを必ずしも奨励しているわけではありません。定期テストだけで評価を行う場合でも、問題の工夫で多様な目標への到達度測定が可能です。重要なことは、教育目標として掲げられている各項目をちゃんと測定して成績判定をおこなっていることであり、その挙証です。

③評価基準に関し重要なことは、基本的に標語（秀・優・良・可・不可）と目標到達度との関連が明確に示せることです。たとえば「優」の評価は、掲げられたすべての目標に対し、ある程度の到達度が示されているものに対してのみ与えられるべきものです。知識・理解以外にも多様な目標を持つ授業では、知識・理解がたとえ満点でも、

それだけで「優」評価は出せないはずだということは基本的な了解です。

④もう一つ、成績評価の自己（受講者）評価との整合性という問題があります。学生授業評価には「理解」という評価項目がありますが、その回答構成とかけ離れた成績評価を行う授業は、問題があると言わざるを得ません。すなわち、「理解できた」という評価項目がありますが、肯定的回答が20%であるのに、「優」評価が60%も与えられている授業は、この適合性を欠いているわけです。成績評価と受講者の自己評価の整合性を欠く授業は、「甘い」場合でも、「辛い」場合でも、学生の修学動機をそぎます。努力しなくとも、実際に理解できたという実感がなくとも、よい成績評価が与えられるような授業を経験すると、成績評価は担当者の運次第という間違った実感を与え、地道に学習しようとする気持ちを萎えさせます。重要なことは、こうした授業の経験者が、当該授業にとどまらず、他のすべての授業への履修態度に影響を与えている点です。この点は十分にご考慮下さい。

## 5. 非常勤講師・ティーチング・アシスタント(TA)および スチューデント・アシスタント(SA)のみなさまへ

### (1) 非常勤講師教務連絡

#### 1) 出勤簿

講義の開始前に、必ず出勤簿に押印してください。出勤簿は、教育支援課総務係（共通教育棟1階）の前に置いてあります。

なお、印鑑を忘れた場合は、鉛筆でサインのうえ、後日來学時に押印してください。

また、休講の場合は、共通教育係（083-933-5050）に連絡すると共に、次回来学時に出勤簿に鉛筆で「休」と記入してください。

#### 2) 住所などの変更

住所等の変更については、教育支援課総務係（共通教育棟1階）までお申し出ください。

#### 3) 駐車許可など各種証明書の発行

自家用車で通勤される方は、駐車許可証が必要になります。

最初の講義前に、教育支援課総務係（共通教育棟1階）で手続き方お願いします。

その他、身分、収入等に関する各種証明書の発行も同係までお申し出ください。

#### 4) 図書館利用案内

##### ① 開館時間

通常期 平日 8:30～21:45 / 土日祝日 11:15～18:45

休業期 平日 8:30～17:30 / 土日祝日 11:15～18:45

※詳細は図書館HPをご覧ください。（9月及び3月後半は閉館）

##### ② 入館する・資料を利用する

入館および資料の貸出には、ICカードまたは図書館利用カードが必要です。

カード発行希望の場合は、教育支援課総務係または図書館カウンターにお申し出ください。

#### ◆貸出冊数と期間◆

図書と雑誌，合わせて10冊まで借りることができます。

図書 30日以内 / 雑誌 5日以内

③ 電子資料を利用する

図書館HPから，オンラインジャーナルやデータベースを利用することができます。また，学外から電子資料にアクセスすることもできます（リモートアクセス）。

※リモートアクセスは申請必要

④ 資料の取り寄せ

山口大学に無い資料は，他大学図書館から取り寄せることができます（私費のみ）。

※申請必要

各種サービスについては，図書館HPをご覧ください。

URL	<a href="http://www.lib.yamaguchi-u.ac.jp/">http://www.lib.yamaguchi-u.ac.jp/</a>
問合せ先	利用者サービス係 (083-933-5182)

## 5) 大学教育センター HP

共通教育に関する情報は，大学教育センターのホームページに随時アップロードします。よくチェックしてください。

<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/>

## 6) 非常勤講師控室の使用

非常勤講師控室は，共通教育棟本館2階（P.77の配置図参照）にあります。

① ロッカーの使い方について

非常勤講師控室内にロッカー大・小タイプがありますので，ご利用ください。なお，日中は非常勤講師控室は施錠しておりますので，貴重品等は各自で管理してください。

② 湯茶について

ご自由にご利用頂けます。使用された紙コップなどは，指定の場所に廃棄頂くようお願いいたします。

③ ゴミの分別について

ゴミは，それぞれ分別してダストボックスへ捨ててください。

- ④ 休業期間中の使用について  
 学生の休業期間中（春季，夏季，冬季）には部屋を施錠しておりますので，ご使用の際は，共通教育係に申し出てください。
- ⑤ その他  
 学期末に室内の整理をしますので，室内に置かれているものがありましたら，各自でお持ち帰りください。  
 学事に関することは，その都度ご連絡いたします。

## (2) ティーチング・アシスタント (TA) および スチューデント・アシスタント (SA) について

### 1) TA・SA とは

共通教育では理系基礎（講義・実験），情報リテラシー演習，スポーツ運動実習，大規模講義系科目等において，年間200名以上がティーチング・アシスタント（TA）に採用されています。TAに採用できるのは大学院生のみですが，平成23年度からは新たに学部3・4年生をスチューデント・アシスタント（SA）として採用できることになりました。TA・SAの役割は「授業の補助業務」を行うことであり，きめ細かな指導の実現のために必要不可欠な存在です。また，学生自身にとっても経済的支援を得られるばかりでなく，将来の職業生活や社会生活において必要とされる様々な知識・技能を獲得する良い機会となっています。

### < TA の職務内容 >

TA となる対象学生…大学院生

TA が行う補助業務

授業準備	①教材の作成補助，②配布資料の印刷，③AV機器の準備及び設営，④実験・実技及び演習の準備など
授業中の教育補助	①出席確認，②資料配付，③実験・実技及び演習の指導，④教室内の巡回・指導，⑤中間試験・定期試験等の試験監督補助 など
授業外の補助	①出席管理，②レポート・試験の採点補助，③授業に関する相談・質問への回答 など

## < SA の職務内容 >

SA となる対象学生… 本学の正規課程に在籍する学部3年次～4年次の学生

SA が行う補助業務

授業準備	①教材の作成補助, ②配布資料の印刷, ③ AV 機器の準備及び設営, ④実験・実技及び演習の準備及び設営, ⑤その他
授業中の教育補助	①資料配付, ②実験・実技及び演習の指導補助, ③教室内の巡回・指導, ④その他
授業外の補助	①レポート整理, ②授業に関する相談・質問への回答, ③その他

※ SA は、「中間試験・定期試験等の試験監督補助」「レポート・試験の採点補助」を行うことはできません。詳しくは、付録7「共通教育科目における SA (スチューデント・アシスタント) 取扱要綱 (平成22年11月24日 教学委員会承認)」をご確認ください。

## 2) TA・SA を採用する教員の方へ

### ① TA・SA の採用について

- ・前年10月頃…共通教育係より各学部および授業科目別部会を通じて次年度の授業の日時, TA・SAの希望について提出依頼があります。
- ・3月下旬……各学部および授業科目別部会を通じて, TA・SAの割り振り・採用時間数を通知します。採用予定の学生を選出し, その学生の所属する学部・研究科で採用手続きを行ってください。
- ・4月初旬……共通教育TA・SA研修会が開催されます。研修のお知らせは, 各学部および授業科目別部会を通じて行います。
- ・学期末……TA・SA報告書 (P. 39, P. 40参照) をご提出ください。提出については共通教育係よりお知らせいたします。

- ② TA・SAの勤務時間・給与について
- ・採用時間数を越えて業務に従事させることがないよう、注意してください。
  - ・月末に、各学部・研究科の総務担当係まで担当教員のサインの入った勤務表を提出させてください。
- ③ TA・SA採用にあたっての留意点
- ・TA・SAとして教育補助業務を行う能力が十分にある学生を採用してください。
  - ・TA・SAへの教育効果を高めるために、次の点に留意してください。
    - 業務に関して事前にオリエンテーションを行う。
    - 授業の初回に受講生に対してTA・SAを紹介し、TA・SAの役割を認識してもらう。
    - TA・SAに対して継続的な指導・助言を行う。
    - TA・SAから業務の改善点などについて意見聴取を行う。
    - 業務内容が単なる雑務処理にならないよう配慮する。
    - TA・SA業務が学生の本来の学業に支障をきたさないように配慮する。

問い合わせ先：共通教育係

電話：083-933-5050



### 3) TA・SAとして採用される学生のみなさんへ

共通教育では、TA・SAのみなさんの活躍を大いに期待しています。以下の点に留意して、担当教員をサポートしながら受講生の指導にあたってください。

#### ① 基本事項

- ・教育スタッフという自覚を持つ…担当教員や受講生への対応、言葉づかい、服装、振る舞いなど、教育スタッフとして相応しい行動をしてください。仕事の無断欠席など責任のない行動をとることは許されません。
- ・担当教員と十分な打ち合わせを行う…常に十分な打ち合わせを行い、教員が求める補助業務を適切に行ってください。教員とは常に連絡が取れるよう、連絡手段・連絡先を確認しておきましょう。
- ・授業の情報を正確に把握しておく…授業の補助スタッフとして、授業スケジュール、授業目標、授業内容、教科書・教材、使用機器、成績評価方法などを正確に把握しておく必要があります。担当する授業のシラバスを事前に読み、疑問点については担当教員に確認してください。
- ・受講生への対応…学生としてではなく教育スタッフとして対応してください。質問に対しては丁寧に回答してください。答えられない質問や要望がでた場合は、担当教員にすみやかに相談してください。
- ・言葉づかい…丁寧な言葉づかいを心がけてください。
- ・服装…スーツである必要はありませんが、教育スタッフらしい服装を心がけてください。
- ・守秘義務…受講生の学籍番号や成績など個人情報に関わるデータを扱います。また、場合によっては学生のプライバシーに関わる情報を知る機会もありますので、外部に漏らさないよう十分に注意してください。

- ・安全への配慮…特に実験系の授業では、安全面の配慮を十分に行ってください。
- ・健康への配慮…授業中に具合が悪くなった受講生がいる場合は、保健管理センターに行くよう指示してください（場合によっては付き添ってください）。歩けない場合は、共通教育係に車イス、担架がありますので係まで知らせてください。
- ・人権への配慮…人権に配慮し、差別的な表現や偏った指導を行わないよう十分に注意してください。
- ・セクシャルハラスメントの禁止…性差別的表現や指導は禁止です。また、受講生に触れる、特定の受講生と学外で会う、といった誤解を招く行為は慎んでください。受講生との適切な距離を保ってください。
- ・アカデミックハラスメントの禁止…権限を乱用して受講生に対する嫌がらせや不利益を与えることは禁止です。ハラスメントが発生した場合、山口大学ではイコール・パートナーシップ委員会が、必要な措置を講じます。
- ・教務手帳の所持…授業には本手帳を持参し、常に必要事項を確認してください。

## ② よいTA・SAとなるためには？

よいTA・SAとなるためにはどうしたらよいでしょうか？以下をよく読み、実行してください。

### <TA・SAとなることが決まったら>

- できるだけ早く担当教員の研究室を訪問し、十分に打ち合わせを行う。
- 打ち合わせでは、授業の日時、使用教室、授業内容、使用機器、教科書・教材などについて確認し、授業の中での自身の役割について確認する。
- 教員とは常に連絡が取れるよう、連絡手段・連絡先を確認する。

### <授業初日に向けて準備すること>

- 授業初日を行うことを教員と打ち合わせておく。特に履修制限を行う場合は、その方法を教員と打ち合わせておく。(方法はP.12を参照のこと)
- 配布物(シラバス等)がある場合は、前日までに印刷を済ませておく。
- AV機器やプロジェクタ等の使用機器がある場合は、前日までに休み時間や放課後を利用して、操作方法を現場で確認しておく。

### <授業初日>

- 授業に必要なものを準備し、余裕をもって教室に到着し、授業の準備を行う。
- 障害のある学生がいる場合は、適切な対応を行う。(支援方法は教務手帳を参照のこと)
- 受講生に対して自己紹介を行う。



### <授業2回目以降>

- 担当教員から依頼されている補助業務を行う。
- 出欠確認を行う。(教員より指示があれば)
- 受講生からの質問に答える。答えられない場合はその場で担当教員に相談したり、宿題として持ち帰って次回に回答するなど丁寧に対応する。
- 大人数講義においてAV機器の不調や資料不足など予想外の事態が起こった場合、教員は講義を続けなければならないため、これらの事態に対処できないことがある。できるだけ素早く対応し、問題が解決しない場合は共通教育係に支援を要請すること。
- 集中できる環境で受講できるよう、私語や遅刻などへの対応を行う。必要があれば教室内を巡回し、他の学生にとって迷惑な行為を行っている学生に対して注意を促す。

- できれば毎回、授業内容・方法の工夫について担当教員から話を聞く機会を持つ。教員が授業の準備や実際の講義においてどのような点を工夫しているかを知ることができるのは、TA・SAの特権である。
- TA・SA業務について担当教員と話し合う機会を適宜持つ。
- 月末に、各学部・研究科の総務担当係まで担当教員のサインの入った勤務表を提出し、給与をもらう。

#### <授業最終日>

- 授業評価が行われるので、教員から質問紙・マークシートを受け取り、配布・回収する。

#### <期末試験監督補助> (TAのみ)

- 担当教員から試験監督の補助を依頼された場合に行う。
- 教務手帳の「定期試験の実施」(P.21)、「定期試験監督の心得」(P.22)をよく読んでおく。
- 当日は、受講生が隣同士にならないよう間隔を開けて着席させ、学生証を提示させる。
- 試験中は常に巡回を行い、不正行為を防止する。

#### <試験・レポート採点・成績処理の補助> (TAのみ)

- 担当教員から採点・成績処理の補助を依頼された場合に行う。
- 採点にあたっては、教員・他のTA・SAと採点基準を確認しておく。
- 授業終了後も、学生の個人情報についての守秘義務を守る。

### ③こんなときどうする？ TA・SA 事例集



#### <授業中>

Q. 授業中に私語をしている学生がいますが、  
どうしたらよいのでしょうか？

A. 注意してください。どうしてもやめない場合は、担当教員に相談してください。



Q. 授業中に携帯でしゃべったり、メールをしたり、音楽を聴いたりしている人がいます。どうしたらよいのでしょうか？

A. 注意してください。イヤホンで音楽を聴いている場合は、耳から外すよう指示してください。どうしてもやめない場合は、担当教員に相談してください。



Q. コメント用紙を友人の分まで代筆して提出する学生がいるので困っています。

A. 提出させる際には、一人ひとりから手渡しで受け取るようにします。その際は、「一枚しか受け取らない。2枚受け取った場合は無効とする。」といった内容を事前にアナウンスしておくことも効果的です。担当教員とよく相談して対処してください。

Q. 受講生から授業の内容について質問を受けましたが、その質問にうまく答えられません。

A. その場合は、正直に分からない・答えられないと告げて、学生とともに教員のもとへ行き、説明を聞くのがよいでしょう。いい加減な回答をしたり、「そんなこともわからないのですか。」などといってごまかしたりすることはいけません。TA・SAとしての信頼を失う可能性がありますので注意してください。担当教員が近くにいない場合は、学生の名前・連絡先と質



問内容を聞いておき、後日回答してください。

- Q. 学生の理解度に違いがあり、どのようにサポートしてよいのかわかりません。
- A. まず、理解できていない学生がどの程度いるかを把握する必要があります。授業の難易度の設定が高すぎる場合、担当教員との意見交換を行う必要があるでしょう。なお、学生にグループを組織させて、学生間で相互に助け合えるような仕組みをつくるという方法もあります。その場合、TA・SAは学生同士が助け合える環境にうまく導いていくことが求められます。TA・SAは学生と教員との中間に位置する存在なので、両方の立場を理解し、橋渡しを行うよう心がけてください。

#### <授業外>

- Q. 急に体調を崩してしまいTA・SAを休みたいのですが、どうしたらよいでしょうか？
- A. 担当教員に連絡してください。教員がどうしてもTA・SAを必要としている場合には、代理の人をお願いする方法も考えましょう。
- Q. 受講生から担当教員の授業中の言動について苦情を受けましたが、どうしたらよいでしょうか？
- A. まずはその言動がどのようなことか、そして受講生はなぜそれが気になったのかを把握してください。「おかしい」「ひどい」といった言葉だけではわかりづらいので、なるべく具体的な状況を把握する必要があります。教員に対しては、どのような言動がどのように問題になったのかを伝え、次回以降その言動に対して配慮してもらうようにします。なお、苦情を言いに来た学生とともに教員の批判をすることは避けてください。TA・SAが批判しているから批判してもよいのだ



と受講生が受け取り、最悪の場合、授業が成り立たなくなる可能性があります。

#### ※参考文献

小笠原正明・西森敏之・瀬名波栄潤編『TA 実践ガイドブック』玉川大学出版部，2006年。

北野秋男『日本のティーチング・アシスタント制度－大学教育の改善と人的資源の活用』東信堂，2006年。

熊本大学大学教育機能開発総合研究センター『KU Teaching - TA ハンドブック編-』2008年。

## 共通教育ティーチング・アシスタント (TA) ・ステューデント・アシスタント (SA) 報告書

大学教育センター

この度は、共通教育の授業をご担当いただきまして大変ありがとうございました。TA (SA) による教育補助業務の質の向上を図るため、以下にご記入をお願いいたします。

### 1. 担当授業名

開設科目名	
担当教員所属学部等	
担当教員名	
開設期	〇〇年度 前期 ・ 後期 (どちらかを消してください)
開設時限	曜日 ・ 時限

### 2. TA (SA) 所属・氏名

TA (SA) 所属・氏名1	大学院〇〇研究科・〇年・〇〇〇〇
TA (SA) 所属・氏名2	大学院〇〇研究科・〇年・〇〇〇〇
TA (SA) 所属・氏名3	大学院〇〇研究科・〇年・〇〇〇〇

※ TA(SA)の所属・氏名を入力してください。TA(SA)が複数いる場合は、全て入力してください。

### 3. TA (SA) が行った業務のうち当てはまるものを全て選んでください。

<授業準備>	
a) 資料の印刷及び配布	
b) AV 機器の準備及び設営	
c) 実験・実技及び演習の準備	
d) その他 (内容： )	
<授業中の教育補助>	
e) 授業の出席確認 (授業後に行った場合も含む)	
f) 実験・実技及び演習の指導	
g) 中間試験・定期試験等の試験監督補助	
h) その他授業の補助業務 (内容： )	
<授業外の補助>	
i) 授業のレポート及び中間試験等の採点	
j) 授業に関する相談・質問	
k) その他 (内容： )	



4. あなたは、TA(SA)業務の教育的効果を高めるためにどのような点に留意しましたか。当てはまるものをそれぞれ一つ選んでください。

	そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも言 えない	やや そう 思う	そう 思う
1) 当該業務に関する事前のオリエンテーション					
1. TA(SA)を共通教育TA(SA)研修会に参加させた	1	2	3	4	5
2. 授業初日より前に個別のオリエンテーションを行った	1	2	3	4	5
2) 受講生にTA(SA)を紹介し、TA(SA)の役割を正しく認識してもらった	1	2	3	4	5
3) TA(SA)に対する継続的かつ適切な指導助言を行った	1	2	3	4	5
4) 業務内容を単なる雑務処理にならないよう配慮した	1	2	3	4	5
5) TA(SA)従事者から業務の改善点等について意見聴取を行った	1	2	3	4	5

5. 質問4「5」TA(SA)従事者から業務の改善点等について意見聴取を行った」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した方にお伺いします。TA(SA)からはどのような意見が寄せられましたか？具体的に記述してください。

6. TA(SA)による教育補助の効果・TA(SA)自身に対する教育的効果

(1) TA(SA)による教育補助はどの程度役に立ちましたか？(具体的に役に立った点も併せて記述してください)

(2) TA(SA)自身に対する教育的効果はどの程度あがったと思われますか？

※参考：TA(SA)制度の目的「優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を図ると共に、これに対する手当支給により、大学院生の処遇の改善の一助とする」

7. 共通教育のTA(SA)制度についてお気づきの点があれば記述してください。

以上で終わりです。今後も共通教育の授業の充実に向けてご協力をお願い致します。  
ありがとうございました。

## 6. 授業実施上の留意事項

### (1) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの防止

山口大学は、教育・研究の場として、キャンパス内のすべての人に、その勉学や仕事を快適に行える環境が与えられることが重要だと考えています。平成18年4月からは、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントを含んだ新しいハラスメント防止・対策に関するガイドラインが施行されました。新ガイドラインでは、ハラスメントを次のように位置付けています。

#### 1) ハラスメントとは？

ハラスメントは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等広く人格にかかわる事項または教育・研究もしくは就学、就労にかかわる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を著しく損なうものです。さらには、そのことによって就学、就労、教育・研究または課外活動を行う環境も著しく悪化させます。大学で特に問題となるハラスメントは、セクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメントに大別されます。

セクシュアル・ハラスメントは、その起こり方により、1) 対価型または地位利用型、2) 環境型、3) ジェンダー・ハラスメントに分けられます。

アカデミック・ハラスメントとは、研究上、教育上または職場での権限を乱用して、研究活動、教育指導もしくは労働に関する妨害、嫌がらせまたは不利益を与えることをいいます。なお、研究・教育上何らかの不利益を与える場合には、適切な説明を行い、本人の納得を得る必要があります。これらを果たしていないとき、または一つ一つは些細なことでもそれが繰り返されるときは、アカデミック・ハラスメントとみなされることがあります。

## 2) ハラスメントの防止・対策

山口大学は、イコール・パートナーシップ委員会を設置し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメントが発生しないような環境づくりをめざすとともに、実際に発生したハラスメントに対しては必要な措置を講じています。

ハラスメントに対応するために、相談窓口を全学に複数設け、相談員を配置しています。相談員への連絡方法は、イコール・パートナーシップ委員会発行のリーフレット、同委員会のホームページ (<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~epsc/>) 等をご覧ください。

## (2) 個人情報保護

### 1) 国立大学法人山口大学における個人情報の取扱いに関する方針

(抜粋)

(理念)

国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）は、その事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報を有効に活用することを前提に、その適切な取扱いを行うための個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ改善することにより、個人の権利利益が不当に侵害されるのを防止する。

(定義)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び国立大学法人山口大学の保有する個人情報の管理に関する規則（平成17年規則第38号）に定めるもののほか、この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報保護マネジメントシステム 本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するための、個人情報の取扱いに関する方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。
- 二 構成員 本法人の役員及び職員並びに本法人が設置する山口大

学の学生をいう。

三 第三者 保有個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）、本法人又は本法人から当該保有個人情報の取扱いの委託を受けた事業者（以下「本人等」という。）以外のすべての者をいう。

四 匿名化 個人識別性（特定の個人を識別することができることをいう。）をなくすことをいう。

五 プライバシー 私的な事実又は事実らしく受け取られるおそれのある事柄であって、一般人の感受性を基準にして当人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められ、かつ一般の人に未だ知られていないものをいう。

六 本人の同意 本人が、自己の個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、その取扱いについて承諾する意思表示をいう。

個人情報の開示等の請求及び取扱いに関するお問い合わせ受付窓口  
総括窓口

■総務部広報課 広報係

tel：083-933-5007 e-mail:sh011@yamaguchi-u.ac.jp

■学生支援部教育支援課

tel：083-933-5060 e-mail:gal04@yamaguchi-u.ac.jp

■医学部受付窓口

tel：0836-22-2007 e-mail:me202@yamaguchi-u.ac.jp

■工学部受付窓口

tel：0836-85-9003 e-mail:en282@yamaguchi-u.ac.jp

（資料出典：国立大学法人山口大学個人情報管理委員会）

## 2) 学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないことになりました。また、本人から直接書面に記録された当該本人の個人

情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならず、取得後は、保有個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければなりません。さらに、法令に基づく場合を除き原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することはできません。

教員各位において管理するレポート、答案用紙等もその対象となっていますので、下記のとおり遺漏のないように取り扱ってくださるようお願いいたします。

## 記

- ① 当該科目の成績評価から相当期間（約1年間）は、レポート及び答案用紙等を教員各位の責任において保管する。

ただし、JABEE 審査に係る答案用紙の保管の取扱いについては、別途、JABEE 実施学部及び大学教育センターからの依頼に沿って対応願います。

- ② レポート及び答案用紙等の返却は、第三者に閲覧されぬよう行う必要がありますので、授業等の機会を利用するなど個別に返却する形で対応願います。（従来一部で行われていたように、返却ボックスから随時持ち帰らせることはできません）
- ③ レポート、答案用紙等の廃棄については、個人情報が復元又は判読不可能な方法により行ってください。（焼却、シュレッダー裁断等）
- ④ 期末試験結果、レポート採点結果、成績等の発表は合格者（再試験対象者を含む）の学籍番号のみの掲示とし、プライバシーに係る秀、優、良、可、不可等の評価及び評点の掲示はできません。
- ⑤ 学生本人から、試験の点数、評価等の提供の求めがあった場合には、本人確認をした上で、当該本人のみに求めのあった事項を提供して下さい。

（資料出典：国立大学法人山口大学個人情報管理委員会）

### 3) 個人情報保護法と授業について

本学の学生の個人情報については、「国立大学法人山口大学における個人情報の取扱いに関する方針」、「学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて」（学生・保護者等の皆様へ）及び「学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて」（大学教育職員・非常勤講師の皆様へ）に基づき取扱っています。先生方はこの指針等に基づき本学の授業を行ってください。

また、教員個人の情報漏えい防止策と日常の教育活動で対応する学生の個人情報の取得・活用のポイントがありますので、次の点に留意してください。

#### ① 情報漏えい防止

使用パソコン（研究室、自宅など）に暗号化ソフトウェアを設定する。

例えば、研究室のパソコンに暗号化ソフトウェアを設定していると、学生データを電子メールで送信する場合や記憶媒体にコピーする際に必ず暗号化されるので、通信途中の盗み見や紛失しても情報漏えいの不安がない。

#### ② 学生の個人情報の取得・活用

利用の用途範囲を想定して文書化等で学生本人へ、利用目的が伝わるよう適切な方法で明示・伝達する。

学生本人以外は全て第三者になるので、教員は、取得・活用において本人の同意を必ず得ること。教員は、学生の個人情報取得後は情報漏えいの防止に努めること。

#### ③ 事例と対応方法（参考）

##### 事例1 試験成績掲（載）示方法

学籍番号、学生氏名、成績（評点等）、未提出情報が対象個人情報であり、成績その他の個人情報を他の学生（第三者）に提供することを想定していることから、掲載する目的を明示し本人の同意を得ておくことが必要である。また、成績等の公表により、内容によっては差別を受けるなど、人権問題にならないよう留意しなければならない。

参考 情報を必要とする理由，使用方法などを最初の授業時に口頭で説明し，一定の期間を経て同意したくない学生の申し出を受ける。

#### 事例2 レポートの返却方法

事例1と同様であり，本人の同意を得ておくことが必要である。また，成績（評点等）の公表により，内容によっては差別を受けるなど，人権問題にならないよう留意しなければならない。

参考 返却を必要とする理由，返却方法などを最初の授業時に口頭で説明し，一定の期間を経て同意したくない学生の申し出を受ける。

④ 罰則 個人情報保護法上の義務に違反した場合は文部科学大臣から学校法人に勧告や命令がなされ，この命令に違反した場合学校法人は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる。

⑤ その他不明な点があれば共通教育係（083-933-5050）へ連絡してください。

#### 参考（用語解説）

個人情報 生存する個人に関する情報で，氏名，生年月日，その他の記述等により個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できるものを含む）をいう。

個人データ 個人情報データベース（特定の個人情報を電子計算機で検索できるよう体系的に構成する個人情報）をいう。

保有個人データ 個人情報取扱事業者が開示，内容の訂正，追加・削除，利用停止，消去，第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データをいう。

（出典「教員のための個人情報活用ガイドライン」（社）私立大学情報教育協会監修）

### (3) 障害学生支援

#### 1) 「国立大学法人山口大学における障害のある学生の修学支援に関する基本方針」 平成28年3月8日制定(改定)

- 1 国立大学法人山口大学は、障害のあるすべての学生の教育を受ける権利を尊重し、その修学に関わる支援について次のような基本方針を定める。
  - (1) 山口大学は、障害のある学生<sup>注1)</sup>が他の学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学支援に関わる合理的な配慮<sup>(注2)</sup>を行う。
  - (2) 山口大学は、障害のある学生及び修学を支援する者と連携して修学上の環境と支援体制を整備する。
  - (3) 山口大学は、障害者への理解を深めるために、障害のある学生の支援に関わる啓発活動を推し進める。
  - (4) 山口大学は、障害のある学生の支援を通して、学生サービスの充実、教育方法の改善など、すべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行う。
  - (5) 学長は、本方針に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要な規則の整備、予算措置に努めるものとする。
- 2 この基本方針の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この基本方針は、平成28年4月1日から施行する
- 2 国立大学法人山口大学における修学に障害のある学生の支援に関する基本方針（平成19年2月13日 第36回教育研究評議会承認）は廃止する。

(注1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における「障害者」と「社会的障壁」の定義

障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、



障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう

(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第2条より引用)

(注2)「合理的配慮」

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(国連「障害者の権利に関する条約」第2条定義(抜粋):平成18年12月国連総会にて採択、平成19年9月日本署名(賛同)、平成20年5月発効)

## 2) 「国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」

学内規則集の該当箇所をご確認下さい。

## 3) 「障害等のある学生への修学支援に関する申合せ」

学内教職員のみ配布しています。

学生特別支援室(083-933-5256)までお問合せください。

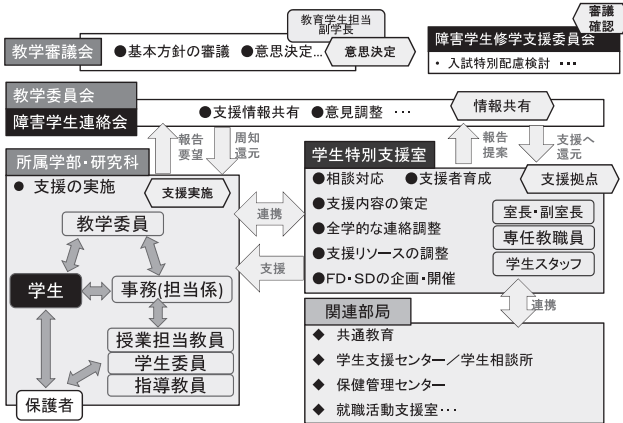
## 4) 学生特別支援室(SSR: Student special Support Room) 設置

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されることを踏まえ、平成25年度から主に発達障害学生の相談や修学支援を行ってきたコミュニケーションサポートルーム(CSR)を発展的に解消し、平成27年6月に学生特別支援室が設置されました。

学生特別支援室では、障害などの理由で修学に困難を抱える学生の相談に乗るとともに、授業を担当する教員への助言や、関係する教職員と連携を図って支援の調整を行います。

## 山口大学障害学生修学支援体制モデル

### 山口大学障害学生修学支援体制(モデル)



- ① 開室日（都合により変更となる場合があります）  
吉田キャンパス：月曜日～金曜日  
常盤キャンパス：火曜日
- ② 対象
  - ・障害などの理由で、修学に困難のある在学生
  - ・支援に関わる教職員や学生などの関係者
- ③ 問い合わせ先

電話：吉田キャンパス（083-933-5256）共通教育本館 1 階  
常盤キャンパス（0836-85-9015）学生相談所内  
E-mail：shien@yamaguchi-u.ac.jp

- ④ SSR 利用要領  
相談を希望する方は、メールか電話で、事前にお問合せください。  
特定の学生についての相談は、事前に先生方が気になる状況などを教えていただくと対応がスムーズです。

## 5) 障害の多様性と配慮例

大学での修学上の困難を抱える学生のニーズは多様です。修学上の配慮を実施するにあたっては、授業の形式や、学生の難しさの状況、他学生への影響などを踏まえて、関係者間で協議・情報共有を行います。

以下では、一般的な難しさと配慮の例を示しますので、支援実施の参考にしてください。

### ● 聞こえに関するニーズと配慮

---

聞こえ方・聞こえにくさは様々です。

- 聴覚に障害があって、聴力が弱く、音が聴き取りにくいことがあります
- 音は聞こえていても、音の聞き分けが難しかったり、言葉として聞き取れない場合があります
- 聴覚過敏などで、特定の音が苦手な場合があります。

聞こえにくい場合は、聞きやすい環境づくりに協力をお願いします。また、聞こえなくても分かるように工夫をお願いします。

授業中は・・・

- ・口元が見えるように話す（発言者の口元が見えると、発言内容が理解しやすくなります）
- ・ゆっくりはっきり話す（話し方によって、聴き取りやすくなります）
- ・私語を控えるよう促す（雑音が少なくなると、先生の声に集中しやすくなります）
- ・座席指定（発言者の口元が見えやすく聴き取りやすい座席、苦手な音源から遠い座席の指定）
- ・授業の流れやポイントをプリントにして配布する
- ・重要事項は板書やプリントで伝える
- ・情報が伝わっているかどうかを確認する
- ・補聴器や助聴器の利用を認める（音を大きくしたり、ノイズをカッ

トして聞きやすくします)

- ・耳栓やイヤーマフなどの利用を認める（苦手な音を聞こえにくくします)
- ・直接耳元で音声を聞けるよう、イヤホンやヘッドホンの利用を許可する
- ・不明な点があれば、質問対応しやすい環境をつくる
- ・ノートテイク（筆記通訳）を利用する
- ・ビデオ教材は、予習復習ができるように貸出を行ったり、字幕をつける
- ・・・等の配慮が考えられます。

## ● 見ることにするニーズと配慮

---

視力や視野、光の調節などによって、見え方も多様です。

- 視覚に障害があって、見えない、見えにくい場合があります
- 視野が欠けていて、見えない部分があるかもしれません
- 色の判別が難しいことがあります
- また、特定の光や、パソコンやタブレット等の画面を見ることが苦手な場合もあります。

見えやすいように配慮をしたり、見えなくても分かるように工夫をお願いします。

授業中は・・・

- ・座席指定（出入りしやすい座席、授業情報を確認しやすい座席の指定)
- ・指示語を具体的に言い換える（あれ・それが何を指すのか明確にします)
- ・指名の際の配慮（誰が指名されているか、分からない場合があります)
- ・資料の拡大コピー（文字を拡大すると見やすくなります。倍率は相談ください)
- ・PPTなどの投影資料をプリントアウトして配布する（手元で確認が

できます)

- ・資料が確実に手元に渡っているか確認する（資料配布に気づかない場合があります）
- ・拡大鏡やルーペ等の支援機器の使用を認める（文字を拡大したり白黒反転して読みやすくします）
- ・資料の電子データ化（読み上げソフトを活用したり，点訳することができます）
- ・資料の点訳
- ・場合によっては，授業情報の録音・記録の許可
- ・ビデオ教材は，予習復習ができるように貸出を行ったり，解説をする
- ・・・などの配慮が考えられます。

#### ● 移動に関するニーズと配慮

---

- 見えにくくて移動ルートの確認や，障害物をよけて歩行することが難かしいことがあります。
- 足が不自由で，段差を超えたり長距離を移動するのが難しいことがあります。

安全に移動できるよう，ご協力をお願いします。

授業に関しては・・・

- ・座席指定（教室内の出入りしやすい座席を確保）
- ・移動に時間がかかることに対して配慮
- ・必要に応じて，休憩場所を確保する
- ・・・などの配慮が考えられます。

#### ● 読み書きに関するニーズと配慮

---

- 見えにくくて，筆記が難しかったり，読み書きに時間がかかることがあります。
- 手が不自由で，枠内に収まるように書くのが難しかったり，筆記に時間がかかったりします。

- 発達障害や学習障害等で、読むのに時間がかかったり、考えをまとめて記述するのが苦手なことがあります。

読み書きに十分な時間を取ったり、手書き以外の手段を利用する等の工夫をお願いします。

授業中は・・・

- ・読み書きの時間を十分に確保する
- ・パソコンの利用を許可する（授業中の板書や、レポート作成がスムーズになることがあります）
- ・必要に応じて、代筆・口述筆記を行う
- ・・・などの配慮が考えられます。

#### ● ディスカッションやプレゼンテーションに関するニーズと配慮

- 聴覚に障害があり、ディスカッションについていけないことがあります。
- 言語障害などで、発話が難しい場合が考えられます。
- 発達障害などで、考えをまとめて提示することが苦手な場合があります。
- 過緊張などのため、人前で発表するのが苦手なことがあるかもしれません。

授業中は・・・

- ・事前に流れや要領を確認する
- ・発言内容のポイントを整理して確認する
- ・発言の順番を整理する
- ・発言内容を確認する時間を十分に確保する
- ・考えをまとめる時間を十分に確保する
- ・プレゼン要領を工夫する（口頭発表やポスター発表など形式を工夫、発表順を配慮するなど）
- ・・・などの配慮が考えられます。

## ● 実習・実験に関するニーズと配慮

---

- 見えにくいいため手元を確認するのが難しく、うまく実験の操作できないことがあります。
- 手が不自由で、細かい作業や操作が難しい場合があります。
- 発達障害などで、手順が混乱してしまうかもしれません。
- コミュニケーションが苦手なため、実習中の配慮が必要になることがあります。

授業に関しては・・・

- ・実施に際して決め事やルールの確認を行う
- ・支援機器の利用（手元を大きく写して作業しやすくしたり、少ない筋力で筆記しやすくします）
- ・指示を明確にする（何を行うのか、手順や要領を確認します。口頭だけでなく板書するなど、視覚情報を併せて活用すると効果的です）
- ・作業手順を事前に確認する（次に行う作業の予測がついたり、作業要領を確認できるようにします）
- ・・・などが考えられます。

特に実習での配慮は、事前に実習担当者・学生を含む関係者間で協議して配慮内容を共有しておくことが重要です。

## ● 出席に関するニーズ

---

障害等の状況によっては、授業に遅刻したり欠席してしまうことがあるかもしれません。

- 難病や障害などの理由で、気候や体調によって、授業に出席できないことがある
- 通院が必要なため、授業を欠席せざるをえない場合がある
- 体調が不安定で、途中退席することがある
- 教室の大きさや、履修人数によっては、緊張感や不安感が高まり、出席が難しい

出席に関する配慮については、特に、学生を含む関係者間での協議を通して合意形成しておくことが重要です。

上記は、障害等による修学上のニーズと配慮の一例です。上記の支援例が当てはまらない場合や、上記以外の支援方法を採用することも考えられます。支援の実施については、関係者間での協議・確認にご協力をお願いします。

## 6) 「配慮願」について

授業担当の先生方に、授業中の配慮を検討いただくために、障害等による修学上の困難な状況や配慮をお願いしたい内容を記載した「配慮願」を配布しています。担当する授業に関する「配慮願」を受け取りましたら、内容をよくご確認ください、授業中の配慮をお願いいたします。

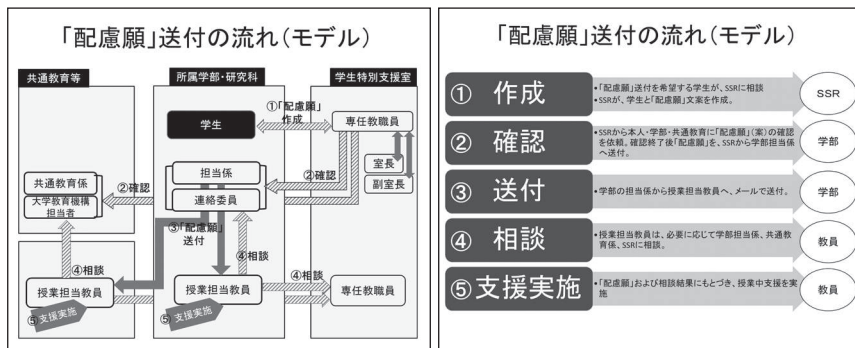
〈「配慮願」の記載内容〉

- 配慮をお願いしたい学生の情報
- 問合せ先
- 障害等による困難の具体について
- 具体的な配慮事項

なお、「配慮願」は、学生・保護者の了解を得た上で、授業担当教員に配布していますが、個人情報が含まれますので、取扱には十分に注意いただくようお願いします。



図：配慮願い送付の流れ（モデル）



※上記図はモデルです。実際の運用に際しては、調整を行う場合があります。

#### (4) 共通教育における JABEE 審査への対応等について

##### 1) JABEE 審査への対応

JABEE 審査 (P.60 「JABEE 認定制度について」を参照) では、学生の成績評価に関する資料の網羅的保存 (事前蓄積) が求められます。また、実地審査が行われる際には、担当教員による教育方法とその達成度評価 (成績評価) についての根拠開示 (説明) が求められることがあります。

JABEE 申請に関わる科目については、共通教育科目でも、担当者が実地審査に出席し授業についての説明を求められることがある わけです。大学教育センターが行う資料収集等は、実地審査の際に担当者が説明の根拠を示すことができるよう、資料を事前に揃えておくためのものです。

このように大変面倒なものですが、JABEE は技術者養成に関わる学部・学科に急速に普及しつつあり、将来的には技術者養成系学部・学科に必須の認定となることが見込まれます。この点にご理解を頂き、ご協力をお願いいたします。

## 2) JABEE 関係資料の保存・整理について

- ① 関係資料の保存・整理・管理：JABEE に係る資料等は、最長5年間の保存が必要となります。個々の授業担当者にお問い合わせには長すぎる期間であることを考慮し、資料の保存・整理・管理は大学教育センターが責任を持って行います。このために、3)以下で述べる資料収集等が必要な科目の担当者の皆様には、授業関連の資料の提出をお願いすることになります。
- ② 資料等の利用と廃棄：お預かりした資料は、JABEE 申請以外には利用しません。なお、担当者本人から担当授業の資料請求があった場合は、提供させていただきます。また、保存期間を過ぎた資料については、大学教育センターが責任を持って破棄します。
- ③ 提出資料について：提出して頂く資料については、原本でもコピーでも構いません。コピーを取る作業は、資料を共通教育係にお持ち下されれば、大学教育センターで行います。(資料は、基本的にデジタル・コピーに準じた電子情報の形で5年間保存されます。原本を提出された場合でも、原本がそのまま保存されるわけではありません。特にお申し出のない限り、原本の保存は1年間とします。)

## 3) JABEE 審査対象科目と対象資料

- ① JABEE 審査対象授業科目：大学教育センターでは申請を行う学部・学科等と協議のうえ、JABEE 審査対象科目を設定しました(P.61付録1-1、P.62付録1-2を参照)。なお、対象とされていない科目については、たとえ申請対象学科等の学生が受講していても、資料保存等の対象とはなりません。
- ② 対象受講者の有無に関連して：JABEE 審査対象科目に含まれていても、JABEE 対象の学部・学科の受講者が1名もない場合は、資料保存等の対象とはなりません。
- ③ JABEE 対象の学生：JABEE 申請の対象となる学生は、工学部(機械工学科・社会建設工学科)及び理学部地球圏システム科学科(旧化学・地球科学科)の学生で、学年は問いません。指定科

目も工学部と理学部に分かれており、両方の指定を受けている場合もあります。

- ④ **保存対象期間**：2012（平成24）年度の前期からが、保存対象です。お手持ちの過去の資料で JABEE 審査対象となるものがありましたら、提出して下さい。

#### 4) JABEE 審査対象科目一覧

(P.61付録1-1, P.62付録1-2)

#### 5) 保存すべき資料の内容

- ① **シラバス**：大学教育センターが整理し保存します。  
※具体的に評価可能な教育目標と具体的な授業内容、成績評価基準の明記が必要です。シラバス作成時にはこの点にぜひ留意して下さい。
- ② **成績評価方法の説明資料**：具体的な成績評価方法（実際にシラバスに記載された評価基準で成績評価を行ったことを示すもの）。平成15年度以後の全学電子シラバスで、成績評価方法の項目に明確な記載があれば、とくに必要なし。
- ③ **成績評点一覧表（集計表）**：対象学生だけでなく、クラス全体の成績評価の集計表→ 大学教育センターに提出して下さい。
- ④ **出席表**：出席管理の方法及び実際の出席の集計表→ 大学教育センターに提出して下さい。
- ⑤ **授業評価アンケート集計表**：実施または提出されていれば、大学教育センターで用意。
- ⑥ **教科書**：実物を保存。→実地審査時に提出を求めます。それまでは、担当者が保存しておくこと。（なお滅失の恐れがある時は、大学教育センターで保存します）
- ⑦ **講義ノート**：→実地審査時に提出を求めます。それまでは、担当者が保存しておくこと。（なお滅失の恐れがある時は、大学教育センターでコピーを保存します）
- ⑧ **成績評価が（シラバスに記された）評価基準通りに行われてい**

ることを示す個別受講者に係る資料（問題，模範解答，答案等の実物かコピー）：合格最低ラインのもの→大学教育センター（共通教育係・JABEE 担当）に提出して下さい。

※ 合格最低ラインとは，合格最低点+10%の範囲のものを言います。基本的には「可」の学生が対象ですが，「良」が合格最低ランクの場合は合格学生の下位10%が対象となります。選別が難しい場合は，全学生の答案を提出して下さい。

※ 答案等の保存対象は，JABEE 対象学生のみ

※ 答案等を返却する場合もコピー保存を怠らないようにして下さい。コピー作業は大学教育センターで行います。

A) 定期試験等の主要な評価方法がある場合：主要な評価方法に対応する資料（たとえば，上記「最低合格ライン」の試験答案）

B) 複数の評価方法の集計によって成績判定している場合：成績評価に対する影響が低いものは除いても構いませんが，成績評価に影響を与える複数の方法に関する資料（たとえばレポートや小テスト等）を総合的に揃える必要があります。たとえば，12回のレポートの単純合計で成績判定している場合，「合格最低ライン」は途中では判定しがたいので，対象学生のレポート全数を保存することが必要になります。これら資料を合わせて80%程度の成績評価を説明できることが望ましいと言えます。

C) 問題・配点及び模範解答：テストやレポート，演習など成績評価に影響するものについては，答案だけでなく，問題と配点さらに模範解答を保存する必要があります。

### ◎ JABEE 認定制度について

JABEE（日本技術者教育認定機構）は、理工系の技術者教育プログラム（コースや学科のカリキュラム）を審査し、一定の水準を満たしている場合に認定を与え、修了者には技術士補の資格を与えるものです。認定が開始されてまだ数年しかたっていませんが、理工学部の学士課程教育の“質”を保証する重要な制度と見なされており、急速に普及すると思われます。これからの理工系学部にとって不可欠な認定制度と言えます。

JABEE 認定はいくつかの点で特徴があります。まず、専門教育についても細やかな要件を専門分野ごとに定めていますが、「地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養」や「コミュニケーション基礎能力」、「自主的、継続的に学習できる能力」といった教養的な能力も要件に入っていること、さらにカリキュラムやシラバスのように教育課程の設計だけでなく、結果として実際の個々の修了者が様々な必要要件を備えていることの挙証を求めていくことが大きな特徴となっています。

とくに後者では、卒業生の入学からの履修歴を辿って必要な能力を身につけたことを挙証するため、5年間の資料の保存を求められるわけです。そのため、JABEE の要件に関連した授業では、シラバスについては上記要件を満たす教育目標の明示と授業内容が明確にされていて、それを通じて目標が達成できることが求められる、さらにシラバス通りの授業実施と授業目標に適した成績評価基準による成績評価の実施を、結果から挙証せねばなりません。成績評価法や試験問題そして膨大な答案やレポートを長期にわたり保存せねばならないのは、このためです。

JABEE はまだ過渡的な段階にあり、暫定的にかなり弾力的に運用されている面もあるようですが、その制度の趣旨から言って軌道に乗ってくれば厳しい挙証を求められるようになるものと思われます。

付録1-1

平成25～28年度入学者共通教育カリキュラム「JABEE」審査対象科目

系 列	分 野	授 業 科 目	単位数	理 学 部	工 学 部
				地球圏システム 科学科	機 械 工 学 科 社会建設工学科
教 養 コ ア	基礎セミナー	基礎セミナー	2	○	○
	情報処理	情報リテラシー演習	1	○	○
	運動健康科学	情報セキュリティ・モラル	1	○	○
	山口と世界	運動健康科学	1		○
	知の広場	山口と世界	1		○
	キャリア教育	知の広場	1		○
英 語	英語	キャリア教育	1		○
		TOEIC 準備	1	○	○
		Basic English	1	○	○
		English Speaking	2	○	○
一 般 教 養 (人文教養)	哲学	TOEIC 認定400	1	○	
		哲学	1		○
		歴史学	1		○
一 般 教 養 (社会教養)	経済と法	社会学	1		○
		経済と法 1	1		○
		経済と法 2	1		○
一 般 教 養 (自然教養)	自然科学	経済と法 3	1		○
		自然科学 1	1	○	○
		自然科学 2	1	○	○
一 般 教 養 (学際的教養)	人間の発達と育成	人間の発達と育成 1	1		○
		人間の発達と育成 2	1		○
	文化の継承と創造	文化の継承と創造 1	1		○
		文化の継承と創造 2	1		○
	社会と医療	社会と医療	1		○
	科学技術と社会	科学技術と社会	1		○
	環境と人間	環境と人間	1		○
食と生命	食と生命	1		○	
専 門 基 礎	理系基礎	数学 I	2	○	○
		数学 II	2	○	○
		物理学 I	2	○	○
		物理学 II	2	○	○
		化学 I	2		○
		化学 II	2		○
		生物学 I	2		○
		地球科学 I	2	○	○
		地球科学 II	2	○	
		物理学実験 A	2	○	
		物理学実験 B	1		○
		化学実験 B	1		○
地球科学実験	2	○			

付録1-2

平成24年度以前入学者共通教育カリキュラム「JABEE」審査対象科目

系列	分野	授業科目	開設科目名	単位数	理学部	工学部	
					地球システム 科学科	機械工学科 社会建設工学科	
初期教育	初期教育	基礎セミナー	基礎セミナー1	2	○	○	
	情報処理基礎	情報リテラシー演習	情報リテラシー演習	1	○	○	
外国語教育	英語	情報セキュリティ・モラル	情報セキュリティ・モラル	1	○	○	
		TOEIC 準備	TOEIC 準備	1	○	○	
		Basic English	Basic English	1	○	○	
		English Speaking	English Speaking	2	○	○	
		TOEIC 認定400	TOEIC 認定400	1	○	○	
	初習外国語	初習外国語初級 1 A	ドイツ語初級 1 A	ドイツ語初級 1 A	2		○
			フランス語初級 1 A	フランス語初級 1 A	2		○
			中国語初級 1 A	中国語初級 1 A	2		○
		初習外国語初級 1 B	ハンガール初級 1 A	ハンガール初級 1 A	2		○
			ドイツ語初級 1 B	ドイツ語初級 1 B	2		○
			フランス語初級 1 B	フランス語初級 1 B	2		○
		初習外国語初級 2 A	中国語初級 1 B	中国語初級 1 B	2		○
			ハンガール初級 1 B	ハンガール初級 1 B	2		○
			ドイツ語初級 2 A	ドイツ語初級 2 A	2		○
		初習外国語初級 2 B	フランス語初級 2 A	フランス語初級 2 A	2		○
			中国語初級 2 A	中国語初級 2 A	2		○
			ハンガール初級 2 A	ハンガール初級 2 A	2		○
			ドイツ語初級 2 B	ドイツ語初級 2 B	2		○
思想と歴史	思想と倫理	哲学	2		○		
	歴史	東洋史	2		○		
ことばと芸術	文学と言語	西洋史	2		○		
	芸術	日本文学	日本文学	2		○	
		芸術史 (美術史)	芸術史 (美術史)	2		○	
		芸術史 (日本近代美術史)	芸術史 (日本近代美術史)	2		○	
		芸術実践 (美術)	芸術実践 (美術)	2		○	
芸術実践 (音楽)		芸術実践 (音楽)	2		○		
人間と社会	人間と社会	芸術実践 (工芸)	芸術実践 (工芸)	2		○	
		法学	法学	2		○	
		政治学	政治学	2		○	
		経済学	経済学	2		○	
		社会学	社会学	2		○	
	心理学	地理学	地理学	2		○	
		文化人類学	文化人類学	2		○	
		産業倫理	産業倫理	2	○	○	
		心理学 (適応と不適應)	心理学 (適応と不適應)	2		○	
		心理学 (臨床心理学)	心理学 (臨床心理学)	2		○	
		心理学 (自分自身を再発見する)	心理学 (自分自身を再発見する)	2		○	
		心理学 (心のとらえ方)	心理学 (心のとらえ方)	2		○	
		心理学 (行動分析の基礎と応用)	心理学 (行動分析の基礎と応用)	2		○	
心理学 (心と社会の心理学)	心理学 (心と社会の心理学)	2		○			
応用科学	心理学 (学習・記憶・認知)	心理学 (学習・記憶・認知)	2		○		
	発達心理学	発達心理学	2		○		
	統計学	理工学のための統計学	2	○			
	環境科学	環境学	2		○		
健康とスポーツ	応用科学	技術概論	2		○		
	運動健康科学	生命科学概論	2		○		
総合教養	総合教養 A	パンチャールビジュネス論	2		○		
	総合教養 B	知的財産権論	2		○		
専門基礎教育	理系基礎	数学 I	数学 I	2	○	○	
		数学 II	数学 II	2	○	○	
		物理学 I	物理学 I	2	○	○	
		物理学 II	物理学 II	2	○	○	
		化学 I	化学 I	2	○	○	
		化学 II	化学 II	2	○	○	
		生物学 I	生物学 I	2	○	○	
		地球科学 I	地球科学 I	2	○	○	
	理系基礎 (実験)	地球科学 II	地球科学 II	2	○	○	
		物理学実験 A	物理学実験 A	2	○	○	
		物理学実験 B	物理学実験 B	1		○	
		化学実験 B	化学実験 B	1		○	
		地球科学実験	地球科学実験	2	○		

付録2

基礎情報

制作日 平成 年 月 日

担当教員

授業科目名 ( 曜 時限)

開講期 平成 年度 前期・前期Q1・前期Q2  
後期・後期Q1・後期Q2

J A B E E 保存資料一覧

提出物にチェック願います。 ☆は必須 ★は必要ですが、実地審査時まで提出を求めません。

- ☆1. 成績評点一覧表
- ☆2. 出席表
- ☆3. シラバス (具体的な授業目標と評価基準が必要。資料は大学教育センターで作成。)
- ☆4. 具体的な成績評価方法 (実際にシラバスに記載された評価基準で成績評価を行なった事を示すもの。  
電子シラバスで成績評価方法が記載されていれば特に必要なし。)
- ☆5. 授業評価アンケート集計表 (学生授業評価, 教員自己授業評価。  
実施または提出されていれば, 大学教育センターで用意する。)
- ★6. 教科書
 

{	教科書名	_____
	著者名	_____
	出版社名	_____
	冊数	_____ 冊
- ★7. 講義ノート
 

※ 以下は実際の成績評価を挙証するための資料であり, すべては必要ではありませんが,  
成績評価にウエイトの高いものは必ず保管 (提出) して下さい。
- 8. 期末試験答案 (試験の際に教科書・参考書持込可とした場合には  
右の□にチェックをして下さい。□)
- 9. 期末試験模範解答及び採点基準
- 10. 中間試験答案 (試験回数 回)
- 11. 中間試験模範解答 及び採点基準
- 12. 小テスト問題と答案 (テスト回数 回)
- 13. 演習問題 (問題の内容) (演習回数 回)
- 14. 演習レポート (課題とレポート本体) (レポート提出回数 回)
- 15. その他の資料 (資料内訳 )

資料の返却をご希望の場合は, 提出される際にその旨お申し出下さい。



## 付録3

### 山口大学大学教育センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学大学教育機構規則(平成13年規則第28号)第7条第2項の規定に基づき、山口大学大学教育センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、山口大学(以下「本学」という。)における共通教育、専門教育を体系的に捉えた教育システムの実施、授業評価等の全学システムの実施並びに教育活動評価及び授業改善の企画等をより具体的、実践的に行うために大学教育の企画・実施を行い、もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(組織及び業務)

第3条 センターに、教育開発部及び教学インスティテューショナル・リサーチ(以下「教学I R」という。)部を置く。

2 教育開発部は、次の事項の企画、改善及び実施の業務を行う。

- (1) 大学教育研究組織に関すること。
- (2) 共通教育に関すること。
- (3) 専門教育システムに関すること。
- (4) 厳格・公正な成績評価に関すること。
- (5) 教授内容・方法の改善及び向上のための研修会に関すること。
- (6) その他大学教育に関すること。

3 教学I R部は、次の事項の企画、改善及び実施の業務を行う。

- (1) 教育活動評価及び授業改善の情報収集・分析に関すること。
- (2) 学生の学修成果の情報収集・分析に関すること。
- (3) 学生授業評価及び大学教育職員等自己授業評価に関すること。
- (4) 自己点検評価及び外部評価に関すること。
- (5) その他教学I Rに関すること。

4 教育開発部及び教学I R部は、前2項の業務を行うに当たっては、必要に応じ、関連する委員会等と協議を行うものとする。

(管理及び運営)

第4条 センターの管理及び運営に関する事項の審議は、山口大学大学教育機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)において行う。

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主事
- (3) センター所属の専任大学教育職員
- (4) その他必要な職員

2 前項に掲げる職員のほか、センターに副センター長を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長は、国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の専任教授から選考する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長の選考)

第7条 センター長の選考は、運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(センター長の任期)

第8条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の選考時期)

第9条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合の選考は、速やかに行わなければならない。

(副センター長)

第10条 副センター長は、センターの専任の教授又は准教授のうちからセンター長が指名した者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を指名したセンター長の任期の末日以前とする。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター主事)

第11条 センター主事は、教育開発部及び教育学1R部にそれぞれ置くこととし、国立大学法人山口大学の専任の教授又は准教授のうちからセンター長が指名した者をもって充てる。

2 センター主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター主事の任期の末日は、当該センター主事を任命したセンター長の任期の末日以前とする。

3 センター主事に欠員が生じた場合の後任のセンター主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(授業科目別部会)

第12条 センターに、教育開発部の支援組織として、教育システムを円滑に実施するため、授業科目別に授業科目別部会を置く。

2 授業科目別部会に関する事項は別に定める。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 学長は、第13条の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に法人化される前のセンター長であった者をセンター長として任命するものとする。ただし、その任期は、第14条本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

3 センター長は、第16条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に法人化される前のセンター主事であった者をセンター主事として指名するものとする。ただし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

4 人文学部、教育学部、経済学部及び理学部は、第17条第4項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に法人化される前の当該学部選出の主題別部会、総合科目別部会及び基礎セミナー部会の教官であった者をそれぞれ主題別分科会、総合科目分科会及び基礎セミナー分科会の大学教育職員として選出するものとする。ただし、その任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

5 学長は、第17条第8項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に法人化される前の授業科目別部会長(主題別部会長、総合科目別部会長及び基礎セミナー部会長を除く。)であった者をそれに対応する同条第1項第1号から第20号までの授業科目別分科会の分科会長として任命するものとする。ただし、その任期は、同条第9項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 山口大学大学教育センター外国語センター内規（平成16年内規）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に在学する者（同年4月1日以降にそのものと同一の学年・年次に編入学，再入学または転入学する者を含む。）が在学しなくなるまでは改正前の山口大学大学教育センター規則第18条による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 付録4

### 新しい共通教育への移行期の実施による授業科目別部会等に関する内規

平成25年4月1日内規

この内規は、新しい共通教育への移行期の実施について、平成24年度入学者が在学しなくなるまで、もしくは新しい規定が制定されるまでの間の授業科目別部会及び授業科目別分科会について規定するものとする。

- 1 山口大学大学教育センター規則（以下センター規則という。）第12条第2項の規定に基づく授業科目別部会は以下のとおりとする。
  - (1)情報処理部会
  - (2)運動健康科学部会
  - (3)英語部会
  - (4)数学部会
  - (5)物理学部会
  - (6)化学部会
  - (7)生物学部会
  - (8)地球科学部会
  - (9)日本語部会
  - (10)日本国憲法部会
- 2 第1項に規定する授業科目別部会の構成員については、センター規則附則（平成25年4月1日）に基づき、当面の間下記のとおり改正前のセンター規則第18条に規定する授業科目別分科会の構成員と同一とする。

授業科目別部会	授業科目別分科会 (改正前規則第18条)
情報処理部会	情報処理分科会
運動健康科学部会	運動健康科学分科会
英語部会	英語分科会
数学部会	数学分科会
物理学部会	物理学分科会
化学部会	化学分科会
生物学部会	生物学分科会
地球科学部会	地球科学分科会
日本語部会	日本語分科会
※日本国憲法部会	政治学・法学分科会

※ 日本国憲法部会については、政治学・法学分科会のうち日本国憲法を担当する者をもって構成する。

- 3 各授業科目別部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、センター長が指名した者をもって充てる。
- 5 授業科目別部会の部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 授業科目別部会の構成は、カリキュラム編成を円滑に行うため、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

## 付録5

### 山口大学大学教育センター授業科目別分科会への所属に関する内規

第1条 この内規は、山口大学大学教育センター規則第17条第5項の規定に基づき、大学教育職員の山口大学大学教育センター授業科目別分科会（以下「授業科目別分科会」という。）への所属に関し必要な事項を定める。

第2条 新たに大学教育職員となった者は、大学教育センター長（以下「センター長」という。）の照会に基づき、所属しようとする授業科目別分科会を申し出るものとする。

第3条 所属授業科目別分科会を変更しようとする大学教育職員は、原則として、毎年4月1日から4月30日までに、センター長へ変更しようとする授業科目別分科会を申し出るものとする。

第4条 センター長は、第2条及び第3条の申出に基づき、所属授業科目別分科会を決定するものとする。

#### 附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際の大学教育職員の所属授業科目別分科会は、廃止前の山口大学大学教育センター授業科目別部会への所属に関する内規により所属授業科目別部会が決定していた大学教育職員については、授業科目別部会を授業科目別分科会と読み替えて、適用するものとする。

#### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

## 付録6

### 国立大学法人山口大学教育情報システムデータ取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学大学教育センター（以下「センター」という。）が管理する教育情報システム「IYO CAN (Infomation of YOur Course ANalysis)」により記録したデータの取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「データ」とは、センターが学生授業評価及び教員授業自己評価に係るアンケート調査等において収集し、又は作成し「IYO CAN」により記録した情報をいう。
- (2) 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、全学教育研究施設、大学評価室、エクステンションセンター及び医学部附属病院をいう。

(利用目的)

第3条 データは、授業改善のために利用するものとする。

(収集の制限)

第4条 センターは、データの収集に当たっては学生本人の個人識別性をなくすとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えてデータの収集を行ってはならない。

(データの公開区分)

第5条 データの公開区分は、次のとおりとする。

- (1) 学外公開
- (2) 学内限定公開
- (3) 非公開

2 前項に定める各公開区分に該当する項目は、山口大学教学委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

3 第1項第1号又は第2号の公開区分に該当するデータは、当該データの公開区分に応じて、大学のホームページ上において公開する。

(データの利用)

第6条 データは、次のものが当該各号の事項に限り利用できる。

- (1) 部局 当該部局の学生の学生授業評価の統計的分析又は当該部局の大学教育職員の教員授業自己評価の統計的分析
- (2) センター及び委員会 学生の学生授業評価の統計的分析又は大学教育職員の教員授業自己評価の統計的分析
- (3) 大学評価室 独立行政法人大学評価・学位授与機構等が行う認証評価に係る学生の学生授業評価の統計的分析又は大学教育職員の教員授業自己評価の統計的分析

2 前項の規定にかかわらず、部局は、授業改善に資する場合であって、当該部局の大学教育職員本人の同意を得ているときには、学生授業評価の統計的分析又は教員授業自己評価の統計的分析以外の目的にもデータを利用できるものとする。

(データ利用の申請)

第7条 前条第1項第1号又は第3号及び前条第2項の者がデータを利用しようとするときは、所定の様式により大学教育センター長（以下「センター長」という。）にデータ利用の申請をするものとする。

2 前項の規定により利用の申請があった場合には、センター長は、必要理由、データ項目等の正当性について、委員会において審議し、申請のあった当該データの利用の可否及び提供方法等を決定する。

(適切な管理)

第8条 データの提供を受けた者は、漏えいの防止その他の当該データの適切な管理に努めなければならない。

2 データの提供を受けた者は、当該データを第三者へ提供してはならない。

3 データの提供を受けた者は、適切な管理のための措置を講じずに、当該データを漏えいしたときは、一切の責任を負うものとする。

(データの返却)

第9条 データの提供を受けた者は、その目的を達成したときは、提供を受けた当該データの原本を速やかにセンター長に返却するとともに、当該データの複製を完全に、かつ、速やかに削除しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、データの取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年7月11日から施行する。

2 この規則施行前に委員会が公開し、又は提供したデータは、この規則の規定により公開し、又は提供したものとみなす。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



## 付録 7

### 共通教育科目における S A（スチューデント・アシスタント）取扱要綱

平成22年11月24日 教学委員会承認

1. 目的  
優秀な学生に対し、共通教育科目における教育補助業務に従事させることにより、共通教育の充実に資するとともに、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。
2. S A採用の対象科目  
理系基礎（講義・実験）、情報処理基礎、スポーツ運動実習、大規模講義系科目等の共通教育科目
3. S Aとなる対象学生  
大学の正規課程に在籍する学部3年次～4年次
4. 採用条件  
該当科目の業務時間に学生自身の受講する授業が無いこと。その他修学に支障のないこと。特定の学生に業務が集中することがないようにすること。
5. 職務内容：  
該当授業担当教員の責任の下において行う下記の業務とする。
  - (1) 授業準備：  
①教材の作成補助、②配付資料の印刷、③A V機器の準備及び設営、④実験・実技及び演習の準備及び設営、⑤その他
  - (2) 授業中の教育補助：  
①資料配付、②実験・実技及び演習の指導補助、③教室内の巡回・指導補助、④その他
  - (3) 授業外の補助：  
①レポート整理、②授業に関する相談・質問への回答、③その他  
また S Aには、成績評価及び管理、成績報告書への転記などの業務や、授業に関係のない教員の秘書的業務を担当させないこと。
6. 募集方法  
授業担当教員又は授業科目別分科会が適任者を選出する。
7. 採用期間  
前期、後期又はクォーター

## 付録8

### 気象事象による災害発生の恐れがある場合の授業及び定期試験の取り扱い

平成15年10月22日制定

平成23年7月27日一部改正

平成25年6月26日一部改正

(休講の措置)

第1条 山口市に台風に伴う暴風警報が発令された場合の山口地区キャンパス（附属学校園を除く。以下同じ。）授業及び定期試験の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時までで解除されない場合は、その日の午前中の授業及び定期試験は休講とする。
- (2) 引き続き午前11時までで解除されない場合は、その日の午後の授業及び定期試験も休講とする。
- (3) 授業開始後に発令された場合は、それ以後の授業及び定期試験を休講とする。ただし、その発令が午前11時までで解除されない場合の措置は、前項と同様に午後の授業及び定期試験は休講とする。

第2条 副学長（教育学生担当）（以下、「副学長」という。）は、次の場合、山口地区キャンパスの休講を措置することがある。

- (1) 山口地区キャンパス周辺地域に、法令に基づく退去命令、立入り禁止、立入り制限、避難指示若しくは避難勧告又は地方自治体の定める防災計画等に基づく避難準備情報が発せられた場合
- (2) 山口地区キャンパス周辺の河川の水位が当該河川の避難判断水位を超えた場合
- (3) 山口市に暴風又は暴風雪警報（第1条によるものを除く。）が発令された場合
- (4) その他災害の発生が予測される場合

第3条 宇部地区キャンパスの休講措置については、学部長（常盤地区においては工学部長、小串地区においては医学部長。以下同じ）及び副学長が協議し決定する。ただし、学部長が緊急性があると判断し、第1条又は前条（第1号及び第2号によるものに限る。）に準じて措置する場合は協議を要しない。この場合において、第1条及び前条中、「山口市」とあるのは「宇部市」と、「山口地区」とあるのは「宇部地区」と読み替えるものとする。

第4条 前条ただし書きにより措置した場合、学部長はその旨副学長に報告しなければならない。

## 付録9

### 山口大学共通教育科目の追試験に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、山口大学共通教育科目履修規則（平成8年規則第4号）第10条第2項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

(追試験該当項目)

第2条 追試験は、次の各号のいずれかに該当する場合に大学教育センター共通教育実施部会の議を経て行うものとする。

- (1) 急性の疾病
- (2) 忌引
- (3) 不慮の事故
- (4) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

(追試験の願い出)

第3条 追試験の願い出は、所定の様式に診断書又は証明書等を添付して大学教育センター長に提出するものとする。

(願い出期間)

第4条 前条に定める願い出は、当該学期末試験終了後1週間以内とする。

(実施時期)

第5条 追試験の実施時期は、原則として許可後1週間以内とする。

(学期末試験以外の追試験)

第6条 学期末試験以外に実施される試験についても、追試験を認めることがある。

(休学期間中の追試験)

第7条 休学期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

付録10

[ 共通教育棟 教室別収容人数・設備一覧 ]

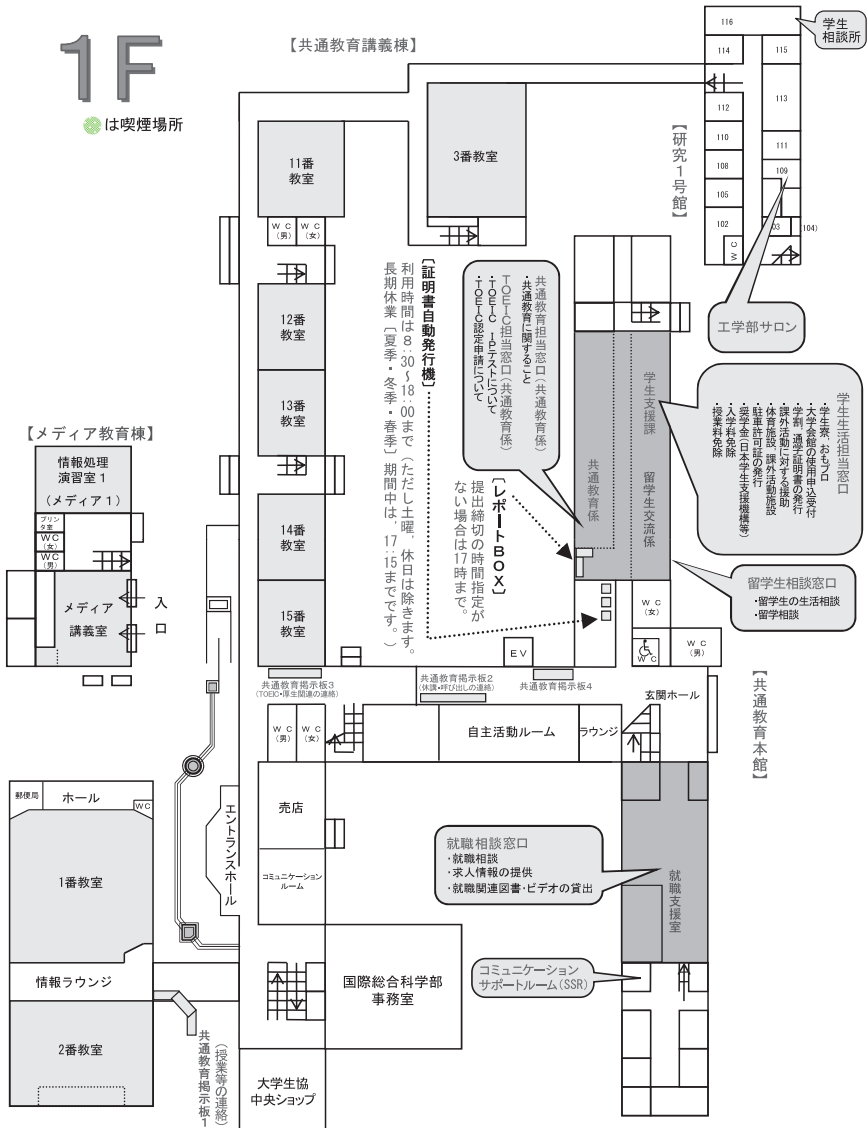
教室名	授業時 収容人員	試験時 収容人員	機	スク リーン	暗幕等	マイク	マイク CH	液晶 プロジェ クター	DVD VHS ビデオ	OHC (資料 提示)	情報 教卓	無線 LAN	学生用情報 コンセント	数学 増強 黒板	エ ア コ ン	出席 確認 シス テム	備考	
合併棟	1	430	258	固定	○3電	○電	○4	13,14, 15,26	○	ブルーレイ								
	2	273	150	固定	○2電	○電	○3	41,42 43	○	ブルーレイ								
講義棟1階	3	206	103	固定	○電	○	○	12,77	○	○	○	○						
	4	210	105	固定	○電	○	○	11,77	○	○	○	○						
	11	106	68	固定	○	○	○2						110					
	12	87	58	固定	○	○	○							87				
	13	87	58	固定	○	○	○							90				
	14	87	58	固定	○	○	○							87				
	15	54		可動		○												下記参照
講義棟2階	21	86	86	固定	○電	○	○	51,52	○	○		○2	○	PC86				ホワイト ボード
	22	87	58	固定	○	○	○							90				
	23	96	64	固定	○	○	○							99				
	24	96	64	固定	○	○	○							99	○			
	25	87	58	固定	○	○	○							90				
	26	110		可動		○	○	24,25										下記参照
	27	120	82	固定	○電	○	○	16,77	○	○	○	○		132				
	28	236	118	固定	○電	○	○2	22,55	○	○	○	○	○	240	3面			
講義棟3階	31	186	124	固定	○電	○	○	31,77	○	○		○	○	189	○			
	32	135	90	固定	○	○	○	32,77	○	○	○	○		135				
	33	96	64	固定	○	○	○							99	○			
	34	96	64	固定	○	○	○							99	○			
	35	78	52	固定	○	○	○							81	○			
	36	58	35	固定	○	○	○							60	○			
4階	41	70	58	固定	○電	○	○	75	○	○								ホワイト ボード
メディア棟	メディア	130	86	固定	○	○	○4	赤外線 ワイヤレス	○		○	○	130					ホワイト ボード
共通教育棟	演習室2A	45		可動	○	ブラインド												ホワイト ボード
	演習室2B	45		可動	○	ブラインド												ホワイト ボード
	演習室3A	30		可動	○	ブラインド			○									ホワイト ボード
	演習室3B	30		可動		ブラインド												ホワイト ボード
	演習室3C	30		可動		ブラインド												ホワイト ボード
15	*無線LANは講義棟では設置のない教室でも使用可。ただし、安定して使えるのは10名程度(一教室で)、MAX20名程度・15番講義室、26番講義室、演習室2A及び演習室2Bは、アクティブ・ラーニング用の講義室として机が個人毎の可動式机になっています																	
15	液晶プロジェクター×4、DVD及びVHS×1、情報コンセント(教卓、無線LAN、学生用情報コンセント×21)、スクリーン兼用ホワイトボードウォール(前・後)、電子黒板×4																	
26	液晶プロジェクター×4、DVD及びVHS×1、情報コンセント(教卓、無線LAN、学生用情報コンセント×30)、スクリーン兼用ホワイトボードウォール(前・後)、電子黒板×8、iPad×50																	

※貸出視聴覚機器

保管場所	視聴覚機器	台数	視聴覚機器	台数
共通教育係	液晶プロジェクター	6台	DVD プレーヤー	1台
	OHP	1	ビデオデッキ	1
	スライドプロジェクター	2	書画カメラ(OHC)	1
	スクリーン(組立)	3	CD MD カセットデッキ	18
	パソコン(windows)	4	CD カセットデッキ	2
	ワイヤレスアンプ	5	Blu-ray プレーヤー	1

付録11

【共通教育本館・講義棟等（教室・実験室・事務室・研究室）の配置図】



# 2F

215	216	217
213		212
		211
210		209
208		207
206		205
204		203
202		
W C		

【研究1号館】

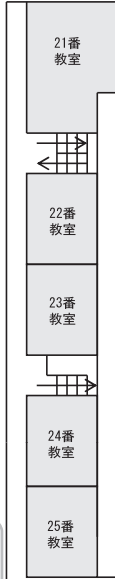
【共通教育講義棟】

【メディア教育棟】

メディア基盤センター



学内パソコン、情報コンセント担当窓口  
 ・学内パソコン、情報コンセントを使用する際の  
 利用登録証(ログイン名、パスワード)について  
 ・メディア教育棟のパソコン利用について

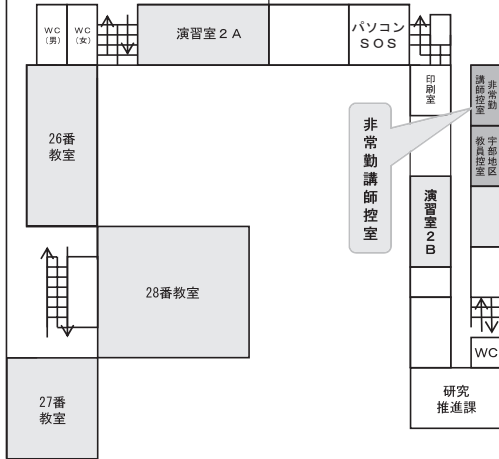


・留学生サポート  
 ・留学情報の提供



EV

【共通教育本館】

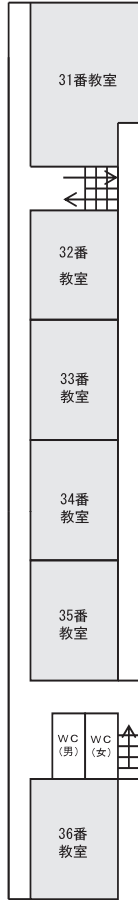


# 3F

## 【メディア教育棟】



## 【共通教育講義棟】



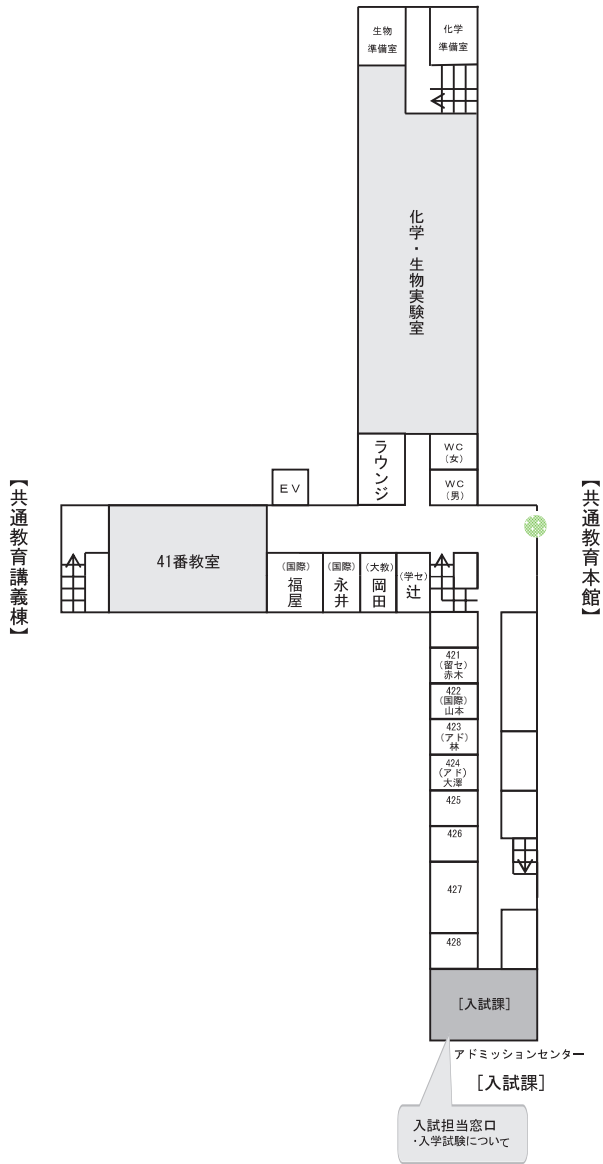
## 【研究1号館】



## 【共通教育本館】



# 4F





付録12

受講者数の制限届

授業担当教員名 :

授業科目名 :

開講学期等 : 前期 クォーター①・クォーター②  
後期 クォーター③・クォーター④

開講曜日・時限 : 曜日 時限

制限の方法・条件

届出日 :

1. 制限の方法

- A. 抽選
- B. 初回授業出席者のみ
- C. 担当教員で行う

2. 優遇措置（「A. 抽選」の場合のみ記入してください。）

---

---

---

---

---

---

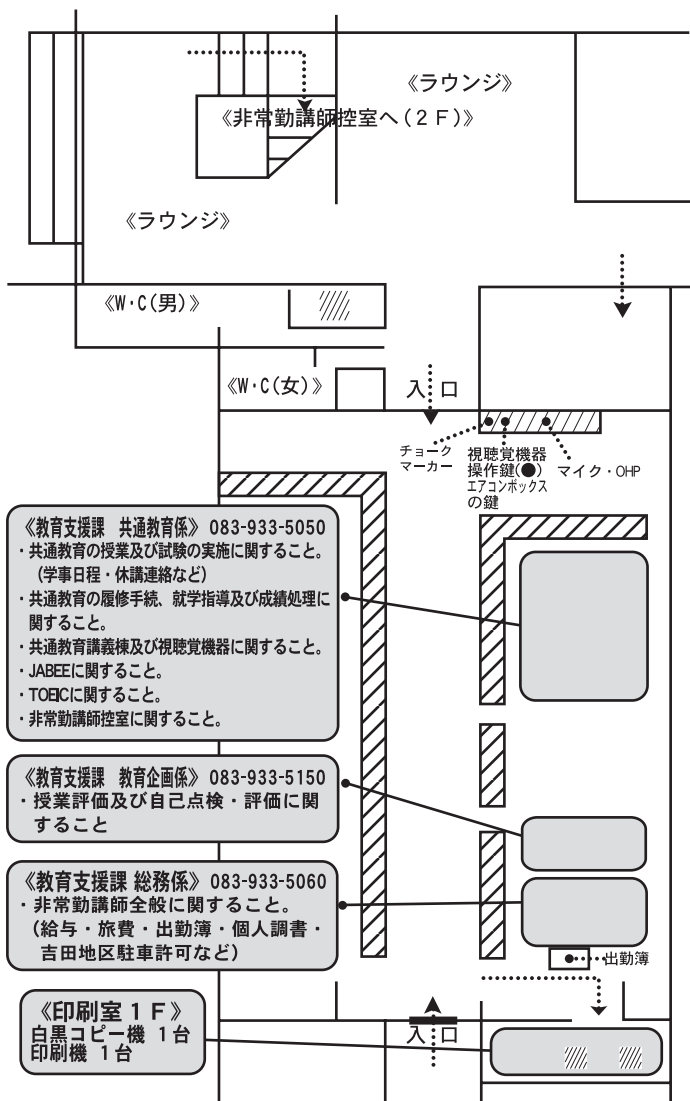
---

---

---

---

## 共通教育事務室担当業務案内



製作・著作：国立大学法人 山口大学 大学教育センター  
 2016年4月1日